

発 言 者		議 事
		〔 9 月 6 日 〕
議 長	長	皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ）
議 長	長	ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、令和 4 年第 3 回厚沢部町議会定例会を開会します。
議 長	長	これより本日の会議を開きます。
議 長	長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
議 長	長	会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、6 番香川直樹議員、7 番上戸昌行議員の 2 名を指名します。
議 長	長	日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議 長	長	日程第 4 会期の決定について議題とします。
議 長	長	お諮りします。本定例会の会期並びに議会運営につきましては、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	長	異議なしと認めます。
議 長	長	委員長の報告を求めます。
議 長	長	中山委員長
議会運営委員長		議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

議 長 議 長	去る 9 月 1 日午前 9 時、議会運営委員会を開催しました。 本日をもって招集されました令和 4 年第 3 回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から 9 月 9 日までの 4 日間とすることに決定しましたので、報告します。 次に、一般質問については 2 人の通告がありました。 令和 3 年度厚沢部町各会計決算の認定に対する審議については、議長、山崎議員を除く 8 名による特別委員会を設置し、審議することにしましたので、御賛同よろしくお願いいたします。 なお、意見書案については、お手元に配付のとおり提出することにしましたので、御賛同よろしくお願いいたします。 あらかじめ関係資料をつけて御覧いただいておりますので、一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することといたします。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いいたします。 なお、従来どおり、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、議会出席者にはマスクを着用していただき、おおむね 1 時間程度ごとに休憩を取り、換気をしたいと思います。 改めて、皆様の御理解と御協力をお願いします。 以上、委員長報告といたします。 お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から 9 月 9 日までの 4 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 9 日までの 4 日間と決定しました。
-----------------------	--

議	長	提出案件は、補正予算案 4 件、条例の一部改正案 1 件、人事案 2 件、審査請求に関する諮問 1 件、専決処分の承認案 2 件、意見書案 2 件、報告 3 件、議員の派遣 1 件、令和 3 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算認定 7 件の計 23 件であります。
議	長	町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。
議	長	町長
町	長	令和 4 年第 3 回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。 昨年着工した「道の駅あっさぶ」新商業施設が 8 月 20 日にオープンを迎えました。翌週の 27 日には、鈴木直道北海道知事が訪問され、映像空間「道の駅シアター」でインタラクティブ空間を体験して「いろいろな体験ができる道の駅はよそにはない。檜山の玄関口として機能を発揮して檜山全体の活性化につなげてほしい」と期待を寄せておりました。 また、去る 7 月 10 日に執行された第 26 回参議院議員選挙は、自民、公明の与党が改選議席を大きく上回り圧勝という結果に終わりました。しかし、選挙期間中には、奈良県で応援演説を行っていた安倍元首相が銃撃され死亡する事件が発生し、日本中が強い衝撃を受けたところであります。選挙期間中の凶悪なテロ行為で、言論の自由や民主主義を否定する凶弾であり、「今回の行為は断じて許すことはできない」と強く思うところであります。 さて、国内では 8 月 10 日に第 2 次岸田内閣が発足いたしました。ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした原材料価格の高騰や円安の進行による海外製品が割高になるなど、経済活動は地方においても深刻な打撃を受けております。数十年に一度と言われるこの難局に、地方創生臨時交付金の増額等、迅速に対応していただくよう求めるところであります。 国土交通省が 2023 年度、北海道開発予算の概算要求を公表しました。食料供給力向上や防

災減災などを推進する予算が中心となり、スマート農業に対応した農地の大区画化や国や自治体、住民らが協働で取り組む流域治水や総合的な土砂災害対策強化等の事業内容で、今年度当初予算と比べ１９パーセント、６，７９０億円の増となっております。

また、新型コロナウイルスは、北海道では６月には感染状況はやや落ち着きを見せましたが、７月には再び爆発的な感染が始まり、第７波に突入しました。感染力が強いとされるオミクロン株の派生型へ置き換わったとされ、特に、３年ぶりに行動制限のない夏休みとなった８月には各地で人流が増加し、１日に８，０００人を超える感染者が確認された日もありました。道南でも第６波を大きく上回る感染者が確認され、連日のように過去最多を更新し、８月末現在では高止まりの状況が続いているところであります。町としては、３密の回避、マスクの着用、換気など、再度感染対策の徹底を町民の皆様をお願いするところであります。

このたび、檜山振興局が発表した８月１５日現在の農作物の生育状況によりますと、早出しの馬鈴薯については小玉傾向にあるものの、水稻、馬鈴薯の生育はおおむね平年並みで推移をしているとのことであります。本町にとりましては、台風などの影響を受けることなく、豊穰の秋を迎えられることを切に願っているところであります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案４件、条例の改正案１件、人事案２件、諮問案１件、専決処分の承認を求める案２件、決算の認定７件、健全化判断比率等の報告２件の計１９件であります。

議案第１号の令和４年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、１億７，９１９万２，０００円を追加し、予算の総額を４７億２，５３４万８，０００円とするものです。

主な内容は、総務費では、滝野地区にある教員住宅解体工事費、辺地共聴施設整備事業費補助

金、公営塾改修工事費、脱炭素先行地域申請書作成支援業務委託料、プレミアム付商品券発行事業費補助金であります。

民生費では、高齢者世帯等生活支援事業費補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料、障害者自立支援給付費等過年度精算返還金、就学前子育て支援施設給付費であります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種のための人件費及びシステム改修等、簡易水道事業特別会計繰出金であります。

農林水産業費では、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金、森林整備事業費補助金であります。

商工費では、道の駅裏側駐車場整備委託料、消防費では、厚沢部消防署経費の減額補正、教育費では、教育委員退任に伴う記念品購入費であります。

議案第２号の令和４年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、介護保険事業勘定に１，７９３万８，０００円を追加し、予算の総額を７億１，３１５万３，０００円とするもので、介護給付費準備基金積立金であります。

議案第３号の令和４年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、９１０万８，０００円を追加し、予算の総額を４億５，１９４万４，０００円とするもので、簡易水道事業再評価検討書作成業務委託料等であります。

議案第４号の令和４年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、３４４万３，０００円を追加し、予算の総額を１億３，５１６万８，０００円とするもので、赤沼町地内下水道施設移設工事実施設計委託料であります。

議案第 5 号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、職員や非常勤職員の育児休業の取得回数の制限を緩和、育児休業の取得要件の緩和についての規定が 10 月 1 日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 6 号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、所定の任期が 9 月 30 日に満了することから、選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第 7 号の教育委員会委員の任命につきましては、所定の任期満了による委員の退任に伴い、後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第 1 号の国営相和地区農地開発事業受益者負担金の滞納処分に関する審査請求につき意見を求めることにつきましては、町が行った同負担金の滞納処分のため、小規模共済企業共済法に基づく共済金等の支払請求権の差押処分の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

承認第 1 号及び承認第 2 号の令和 4 年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきましては、6 月 28、29 日と 8 月 8、9 日の大雨により被害を受けた農地や河川等の災害復旧のための補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

認定第 1 号から認定第 7 号までの令和 3 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算につきましては、決算が終了し、監査委員の審査を了しましたので、決算審査意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

議 議 議 議 上 戸 議 員	報告第1号の令和3年度健全化判断比率の報告について及び報告第2号の令和3年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査意見書を付して、それぞれ報告するものであります。 以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてしますので、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 日程第5 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。 発言の順番は受付順とします。 それでは、最初に、7番、上戸昌行議員 7番、上戸議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行います。 今回の一般質問は、5点ほど用意しましたので、よろしくお願いしたいと思います。 まず1点目、防災無線の設置でありますけれども、さきの6月末豪雨で、町内に避難指示が出され、一部の町民が指定された避難先の「あゆみ」に避難されました。その人数は14人ほどのことでありましたが、大事に至らなかったものの、避難者が少なく、今後の対応方法に課題を残す事態となったものと思います。 非難を呼びかけた人の話によると、避難指示が出ていることすら分からない人が多くいたとのことであり、伝達方法や避難方法の見直しが早急に求められるところであります。 こうしたことから、このような緊急事態に、町民に対する伝達の方法の一つに防災無線があり
--	---

議 町 長 長	ますので、当町においても防災無線を導入してはどうかと思いますので、この件に関して、町ではどのように考えているか、お聞きします。 町長 上戸議員の防災無線の設置についての質問であります。 本町の防災無線につきましては、役場に基地局を置きまして、携帯型の受信機で通信を行う「移動系」という方式で整備をされております。令和２年度には電波の周波数帯がアナログ方式からデジタル方式に変更となったため、事業費約１億円を投入しまして設備更新を行ったところであります。 現段階では、無線機を各家庭に設置する方式である「同報系」とは根本的に構造が違うために、再度設備の全面改修を行う必要があります。したがって、事業費も多額となることから、現時点での導入は考えておりません。 今年６月２８日から２９日にかけての大雨により、町内の厚沢部川の一部の観測所で氾濫危険水位に達したことから、河川に近い赤沼町地区へ避難指示を発出し、直ちに北海道防災システムの緊急速報メールで周知しながら、情報はテレビでも放映されました。また、低地で浸水のおそれがある高齢者世帯等については、職員が戸別訪問しながら現状を説明して避難を進めたところであります。 いずれにいたしましても、災害の発生が予想される場合には、雨量や現地の状況を踏まえて、緊急速報メールや広報車等で迅速な情報伝達に努めたい、このように思っているところであります。 議 長 ７番、上戸議員
---------------------------------------	--

上戸議員	回答では、携帯電話で受信する「移動系」で整備しているので「同報系」を整備するのには事業費が多額になるということで、防災無線の導入を現時点では考えていないということでありま すけれども、防災無線を導入するとなるとどれぐらいになるのかという試算はしていると思いま すけれども、どのぐらいになるか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。
議長 副町長	副町長 町長のほうから説明がありましたけれども、令和２年度に防災無線のデジタル化に対する更新 ということで、町のほうでは防災無線の「移動系」あるいは「同報系」、それについて検討して おります。実際「同報系」のシステムを導入すると、３億円から５億円かかるというふうな情報 になっていて、デジタルの機器の対応年数というのも１０年ぐらいということですので、１０年 ごとに大きな金がかかるということで、当時、令和２年度のときに「同報系」を検討しましたけ れども、見送るという結果になったということでもあります。
議長 上戸議員	７番、上戸議員 ３億円ぐらいかかるというような説明でありましたけれども、話はちょっと変わりますけれど も、９月の２日に、北海道新聞に函館市の避難割合が載っていました。避難率が０．８パーセン トということであり、住民からも情報発信が少ないという声が上がっているとのことでありま す。函館でも恐らくテレビ等で非難を呼びかけてはいたんではないかなというふうに思っており ます。当町においては、対象住民を３５０人とすると、４パーセントの避難率になりますので、 函館市より高いというふうに思いますけれども、幸い大事に至らなかったわけでありますけれど も、避難指示が出ていることすら分からない人も多くいたという事実もあり、このことから、情 報の伝達に問題があるというふうに私は思うわけであります。

議 副 町 長	事業費が多額でも、近隣の町では防災無線を導入していますし、当町において、この情報伝達方法の防災無線を、事業費が多額であるので導入は考えていないと簡単に切り捨ててもよいものかどうか、ちょっと疑問に感じるところであります。予算がなければ工夫しながら獲得する等の努力をするべきと思いますが、この辺をもう一度御説明をお願いしたいというふうに思います。 副町長 まず、避難の人数ということでございますけれども、実際、赤沼地区全体に避難ということだったんですけれども、実際は川の縁の世帯ということで、発表の仕方というのはＬアラートで発表したんですけれども、その辺がちょっと赤沼全体というふうになってしまったところにちょっと課題があるのかなということです。それと、低い地帯のところには、町職員も戸別に訪問もして非難をしてくださいということも呼びかけておりました。 それで、今後の情報伝達ということですが、対象地区には早め早めに連絡通知をしたいというふうに考えておりますし、あるいは町内会、あるいは民生委員等にも連絡もしたいなと思っております。 今、先ほども申しましたＬアラートというシステム、国が整備しております。これは、町で、例えば避難指示を発表すると、テレビ・ラジオ、あるいはインターネット等のそういうツールに全部一斉に流れるということでもあります。ですから、このシステムについても、町民の皆様にも改めてこういうふうになりますよと、大雨になったら、ちょっとテレビもつけておいてくださいよというようなことも周知していきたいなというふうに思っております。 予算がないから切り捨てるということではなくて、今、整備して次の更新の時期に向けて「同報系」のシステムについても検討していかなければならないかなというふうに考えております。
----------------	--

議 上 戸 議 員	長 7 番、上戸議員 「同報系」の防災無線、これについてはぜひ検討していただきたいというふうに思っています。 それで、6月の大雨による避難指示に関して、川がかなり増水していましたよね、その中で、避難場所をわざわざ橋を渡る「あゆみ」になぜ設定したのかということと、赤沼の高台の公共施設では駄目だったのかと。それから、高齢者に対する避難経路・方法はどうか、中には、どうやって「あゆみ」に行ったらいいか分からないというふうな人もいたというふうに聞いています。また、「あゆみ」から帰るのにどうして帰ったらいいのかということも分からないという人がいたというふうに聞いています。 それと、先ほどから何回も言いますが、伝達は適切であったのか等々に対して、町では、今回の避難指示の後を受けて検証作業をしているものというふうに思いますが、そのような検証を実際やっているかどうか、お答え願いたいと思います。
議 副 町 長	長 副町長 まず、避難場所をなぜ「あゆみ」にしたかということですが、赤沼の指定されている避難所は「ふれあいセンター」ということになっておりまして、堤防より低い位置にあるということで、一番近隣のところで早めに避難していただければ、川を越えて橋を渡って行けるということで「あゆみ」ということにしております。 それから、高い場所ということでもありますけれども、施設として今考えられるのは、認定こども園ということになるかと思います。次の防災計画を今作成中ではありますが、雨だけの避難所ということではないんですけれども、雨が降った場合に、低地のところにある避難所の

議 上 戸 議 員 長	代替の施設ということも検討していかなければならないというふうに思っております。 それから、検証作業ということで、今回の大雨で職員がずっとはりつきながら、いつ指示を出すかということをやっと検討しておりました。対策本部も立てて対応しておりましたけれども、それでもこういう、今のように知らなかったとか、何か遠くの知人から連絡があったぞというような人もいるということですので、そういう部分も含めて、総務財政課のほうで検討していくというふうに考えております。 先ほども言いましたけれども、今、防災計画を見直しておりますので、その中でも検証していきたいというふうに思っております。 7 番、上戸議員 総務財政課のほうで検証作業をしているというふうなお答えだったんですけども、あまりしっかりした検証作業をしていないのかなというような印象を受けました。今回の大雨による避難指示をしっかりと検証して、ぜひ、今後の防災に役立てていただきたいというふうに思います。 それと、先ほどの避難先等に関して、まだまだ私としては疑問とするところもありますので、この質問については、もし機会があればもっと内容を掘り下げて再び質問したいということで、この件については質問を終わりたいと思います。 次の質問でありますけれども、デマンドバスであります。 昨年 1 2 月の町民座談会において、生活路線バス運行費補助を、運行ルート、時間、乗降場所などを対応させる仕組みのバス、いわゆるデマンドバスの運行に替える検討を行いたい旨の説明をしていましたが、本年度になってから町内のタクシー会社が営業を中止したことに伴い、今までタクシーを利用していた町民が不便を感じているものと想定されるところであります。
--------------------	--

議 町	町では、老人福祉費で入浴サービス、これは週２回であります。それと、移送サービス、これは、高齢者を病院等へ移送するサービスであります。それから、外出支援サービスとして、老夫婦で買物に行く場合は、月３回まで対応するよというような対策を打っております。お風呂であれば毎日入りたい、それから、買物でも最低でも週１回、できれば２日に１回行きたいとの思いはあると思いますけれども、町の老人福祉サービスだけでは補い切れないものと思います。 このことから、制限がなく自由に外出等ができるように、これらに対応したデマンドバス等の運行が望まれるわけでありますので、この検討経過と今後の見通しをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。 町長 ２問目のデマンドバスの運行という質問であります。 今、上戸議員が話されましたように、当町では、従来から町の重要施策として高齢者生活支援事業によりまして、通院の際の移送サービスや買物などの際の外出支援サービスといった高齢者等の支援を行ってまいりましたけれども、少子高齢化や人口減少が進む中で、町民の移動手段の確保については、ますます生活上重要になってくると、このように思います。 この課題に対応するために、今年５月に、これまでの「地域公共交通会議」を再編しまして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいた協議会として、新たに「公共交通活性化協議会」を立ち上げまして、「地域公共交通計画」策定に向けた協議を始めたばかりであります。 この協議会には、国・道・町の関係機関や一般旅客自動車運送業者、あるいは地域の代表などのほか、公共交通制度に精通した専門家にアドバイザーとしての参画をしていただいております。
----------------	--

議 長 上 戸 議 員	す。 6 月に開催した第 1 回目の協議会では、「地域公共交通計画」を策定する意義や必要性のほか、厚沢部町における公共交通等の現況についての確認や意見聴取を行っております。 今後は、9 月 16 日に第 2 回目の会議を予定しておりますけれども、専門家によるデータ収集・分析・事業者等ヒアリングなどの各種調査結果を報告しながら、「地域公共交通計画」策定に向けた議論を深めて計画素案を取りまとめていきたいと、このように考えております。 いずれにいたしましても、高齢者移送サービスなどの住民満足度が高い事業を残しながら、現在利用者が少ない生活維持路線バスの見直しを図るなど、協議会の委員の皆様から御意見を伺いながら、町民のためのより利便性の高い公共交通体系の確立を目指していきたいと、このように考えているところであります。 7 番、上戸議員 回答では、国だとかの関係機関だとか地域の代表などが入っている「地域公共交通活性化協議会」これを立ち上げており、町民のため、より利便性の高い公共交通体系の確立を目指すとのこととあります。北海道新聞にも記載されていましたが、デマンドバス等、この類いでありましても、この近郊の自治体で既に取組をされているところもあり、私としては、1 日でも早くデマンドバス等の運行をしてもらいたいとの思いで質問しています。 この「地域公共交通活性化協議会」が「地域公共交通計画」を策定するとしていますが、実際問題、バスがいつ頃から走るんだというような目標を持っているかと思えますけれども、その日程をもし持ち合わせていたらお知らせいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
------------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 新たなデマンド交通バス等の今後の進み方についてですけれども、今回、町長の答弁にもありましたとおり、第２回目の会議を９月１６日に予定しております。その後、あと２回程度検討を重ねまして、まず計画を策定します。それで、早ければ来年度、実証実験に入っていきたいと考えております。実証実験を重ねながら利便性を高めて、効率性を高めながら、財源等も考慮しながら本格導入という運びに持っていきたいと考えております。 いずれにしましても、何とか来年度実証実験に入れるように計画を策定していきたいと、このように考えております。
議 長 上 戸 議 員	７番、上戸議員 この件に関しては、速やかに運行ができるように、担当部署で精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思います。 その次の質問に移ります。 带状疱疹ワクチンであります。 町では、高齢者等に対して、インフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種を無償で実施している状況であります。この予防接種以外で近年問題になっているのが带状疱疹であり、発疹の出る場所も様々で、高い確率で带状疱疹後神経痛などの後遺症に悩まされとのことであります。 この带状疱疹は、水ぼうそうのウイルスにより発症するとのことであり、ワクチンで防ぐことができるので、町で助成策を講じて、このワクチン接種を推進したらどうかと思うわけでありまして、どう考えるか、お聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
議 長	町長

町	長 上戸議員の3問目、带状疱疹ワクチン接種についての助成ということの質問であります。 まず、带状疱疹は、水ぼうそうに罹患したことのある方が、治癒した後も体内にウイルスが潜伏していて、体力、免疫力の低下等の状況により発症するんだと、そして、これはピリピリ、チクチクした痛みを伴い、神経節に沿って水膨れが現れるものであります。症状は、皮膚が柔らかい胸やおなか、背中にかけて出ることが多いと言われており、私も2回ほど経験があります。 感染については、患者さんの水膨れ液からの接触感染や唾液からの飛沫感染することもあると言われておりますが、感染力は高くはないということ。 現在、当町の高齢者に対する予防接種は、インフルエンザ予防接種と肺炎球菌ワクチン予防接種の2つがありますけれども、これらの費用に対して全額助成をしております。 これは、感染力が強いインフルエンザと、高齢者の死亡率が高い肺炎を予防するために進めているものであります。 带状疱疹についての予防接種の助成についてですが、带状疱疹自体は、罹患しても病院通院による早期の処置により対応が可能であることから、带状疱疹のワクチン接種については助成の必要性は非常に低いんだと、こういう考え方の下、本町では助成をしておらないというのが現状であります。
議 上 戸 議 員	長 7番、上戸議員 回答では、インフルエンザワクチンは感染力が強いため、それと、肺炎球菌ワクチンは高齢者の死亡率が高いため、これらを予防するためにワクチン接種を実施していると。带状疱疹になっても病院通院による早期処置により対応可能であることから、ワクチン接種の必要性が低いとの回答であります。

議 町 長 長	現在のコロナ禍の中で、ストレスがたまり発症する人も増えているものと想定されますが、コロナの関係で病院の受診を控える人も多く、悪化する人も多いというふうに聞いてはいます。高齢者が感染しても死亡率もほとんどない带状疱疹でありますけれども、それであっても、罹患した人は高い確率で带状疱疹後神経痛などの後遺症に苦しみ、悩まされるとのことであり、ワクチンで防げるのであれば前向きに検討するべきではないかと思うところです。 実際に、带状疱疹ワクチンの助成策を講じている自治体もあるわけでありますので、どうしてもやりたくないというのかどうか、もう一度お答えをお願いしたいというふうに思います。 町長 带状疱疹は、別に軽いからやりたくないんだとかそういう意味ではなくて、带状疱疹というのは非常に面倒なつくり、罹患した人たちを見ますと、私自体もそうです。2粒だけの带状疱疹もあるし、一帯に帯状になる場合もあるし、様々、人によって带状疱疹というものは違うわけですね。そういう中で、医者まで行かないで済ませるような人もいるし、あるいは病院に行ききちっと対処している者もいます。こういうことでございます。 上戸議員も御承知のように、厚沢部町の高齢者の予防接種、予防関係の数は、渡島、檜山を含めても断トツの予防接種を進めている町であります。そんな中、残念ながら、予防接種の対象者が非常に年度ごとの結果を見ても低いという、逆に、いろんな制度を持ちながらやっていますけれども、予防してくれるそういう患者さんが少ないと、こういうふうな状況であります。今、担当のほうでは、一生懸命予防対策をしておりますけれども、これらも含めて、带状疱疹というものは、もうちょっとドクター等のいろいろな意見を聞きながら、大きな広がりを持つのであれば、それなりに対応せんきゃならんというふうに考えておりますから、状況を見ながら、これか
-------------------------------	---

議 上 戸 議 員	ら医者のほうとの相談によって進めていきたい、こういうふうに思います。 7 番、上戸議員 ぜひ、前向きに、そういう簡単なものなら駄目だということではなくて、前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。 ちょっと進行が早いんですけども、次の質問に移りたいと思います。 道の駅の公園の展望台の関係であります。 道の駅公園の展望台に行く階段等については、老朽化が進み、朽ちた状態になっていることから危険であり、閉鎖中であります。 この閉鎖は随分と長い期間が経過しており、景観の観点からも、改修または取壊しが必要と思いますが、どのようにする予定であるか、お聞きします。 なお、取壊しを考えているのであれば、いつ実行するのかも併せてお聞きします。よろしくお
議 町	町長 4 問目の道の駅公園の展望台についての質問であります。 道の駅公園は、平成 5 年度から平成 9 年度の事業期間で道営事業によって整備をされた公園でありまして、木製遊歩道の経年劣化や腐食により毎年のように修繕を行ってまいりましたがけれども、破損が激しく、平成 2 7 年度から立入禁止にしているところであります。 経年劣化や腐食に加えまして、今年の大雪により、大半の遊歩道が倒壊または倒壊のおそれがあったために、今年 5 月に応急的にはありますが、遊歩道の一部を撤去したところであります。

議 長 上 戸 議 員	まずは、可能な限りコストを抑えた手法を検討しながら、来年度に全面的な解体撤去を進めてまいりたいというふうにも考えております。道の駅公園全体の再整備につきましては、総合的な道の駅公園として、町民や関係団体等の意見も伺いながら、さらには、国や道の補助事業の活用も十分検討した上で、これからの整備を考えていきたい、こういうふうに思っております。 7 番、上戸議員 次年度において、全面的な解体撤去を考えているということであります。よろしく願いしたいと思います。 また、回答には、町民等の意見も聞きながら道の駅公園の全体を再整備することも検討したいということでもありますけれども、私も耳にするのは、あそこにアスレチックを造るんだとか、そういう声が何となく聞こえたりするわけであります。町民も様々な意見を持ち合わせているものと思いますので、ぜひ要望を聞き取る機会を多く持って、それらの意見も参酌しながら取組されるよう要望したいというように思います。 続いて、最後の質問に移ります。 最後の質問、5 点目でありますけれども、サツマイモのキュアリング施設であります。 厚沢部町のサツマイモは、焼酎の原料や加工用として生産されており、作りやすいことから、今後さらなる作付拡大が進むものと想定されます。 サツマイモは、生食用として出荷するには、切り口を乾かすことにより菌の侵入を防ぎ果実の腐敗を防ぐ処理、いわゆるキュアリング処理でありますけれども、これが必要であります。 農業振興の新規作物も少ない中で、サツマイモは今後の当町農業振興の大きな柱になり得るものと思いますが、当町においてはキュアリング施設がなく、個人で所有することも難しいところ
------------------------	---

議 町 長 長	でありますので、町が生産者組織を誘導しながら、キュアリング施設を導入してはどうかと思います。キュアリング施設導入に向け、町が主導する考えがあるかどうかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。 町長 サツマイモの栽培は、焼酎用原料として平成２１年には約２６ヘクタールまで作付が増加しましたが、その後は減少傾向にありまして、最近では５ヘクタールの作付となっております。また、このほかに生食用や加工用の栽培も既に行われております。 キュアリング施設についてですが、サツマイモについては以前も検討されておりまして、施設を効果的に使用するためには、生産者単位での利用ではなくて、組織的な利用が望ましいものと考えておりまして、キュアリング施設の先行投資は難しいと考えておりますが、国の補助事業等を活用する場合にも、成果目標の設定や費用対効果の算定が必要となりますから、生産者が一丸となって取り組んでいかなければ、この整備計画に着手することはできない、困難であると。 しかしながら、サツマイモは比較的干ばつに強く、土質もあまり選ばない栽培しやすい作物であります。焼酎用の生産を行っていることから、栽培ノウハウを持った生産者が多くおりますので、本町に定着しやすい作物と考えております。 平成２８年には、「道南さつまいもフォーラム」が本町で開催されまして、町内外から１００名を超える方々が来場して、サツマイモに対する関心の高さが伺えるところであります。 町といたしましては、生産者の皆さんが一致団結しながら、実需に基づく栽培拡大に取り組むことになった際には積極的な支援に努めてまいりたい、このように考えております。 ただ、補足的に申し上げますと、今、黄金千貫の焼酎用のキュアリングは焼酎会社が独自で持
-------------------------------	--

議 長 上 戸 議 員	っていると、こういうふうな中で、農家の方々が、黄金千貫を焼酎会社に出すのは問題ないけれども、生食用のサツマイモについては、それぞれがこのキュアリングで困っている方もいる。こういう中で、これからの生産体制というのは、縮小するんじゃなくて、やはり、固定してある程度この銘柄を持つというくらいの規模でやらなければ、なかなか、キュアリング施設というのは、普通のキュアリングと違って非常に高額的な施設になるものですから、そういうものも含めて、これからの動向を見ながら考えていきたい、こういうふうに思います。 7 番、上戸議員 第 6 次の厚沢部町総合計画の農業振興の項目で、地域条件に合った農産物高品質特産づくりの中に、新規作物の導入をうたっております。 回答にもありますけれども、サツマイモは干ばつに強くて土質もあまり選ばない作りやすい作物だということで、厳しい農業情勢の中では、当町における新規作物もなかなか見当たらないのかなというふうに思うわけでありましてけれども、何回も言いますけれども、サツマイモは作りやすく、ある程度の収量、収入が期待できる有望な作物であります。焼酎の原料として考えれば、目新しい作物でもありませんけれども、生食を目指すのであれば、キュアリング施設導入が欠かせないことになります。 生産者が何十人もいて、生産量がそれなりにある状況であれば、事は進めやすいというふうに思いますけれども、農協でも面積の把握が十分できないほど、サツマイモは現在少ない栽培面積であります。 このことから、誰かが主導しなければ、いつまでも産地形成ができないということだというふうに思います。
------------------------	---

議 町	回答では、失礼ですけれども、あまりやる気を感じられるような回答ではありませんでした。例えば、活性化センターでの品種試験をやるんだとか、農協を巻き込んで栽培面積を増やしていくんだとか、こうしたことを町が主導して一步一步進めればいいと思いますけれども、町ではこのあたりのことをどう考えているのか、もう一度お答えしていただきたいというふうに思います。 町長 今、上戸議員が言われるように、サツマイモ、厚沢部町にとっては特産という位置づけもできるような、大変有望な作物であります。 今、御指摘ありましたけれども、実は、先月３０日に、私は農協本部で組合長と参事とも常務とも協議をしてまいりました。その際に要請してきたのは、サツマイモがこれから厚沢部町の特産の方向に向かっていくとすれば、農協がサツマイモを扱うのかと、こういう質問を組合長にしたら、今、農協ではサツマイモを扱う方向で考えていると、みんなで検討していると、こういうことであります。これから農協の出荷作物になるとすれば、もうちょっと力の入れ方が農協さんでもあるでしょうと、こういうふうな話をしてきたんですが。 そこで、じゃ農協が独自でキュアリング施設を持ったらどうですかという話をしてまいりましたが、そちらのほうは農協さんはあまりいい返事はなかったと、こういうふうな状況であります。 しかしながら、やはり出荷量が大量になってきますと、是が非でも必要な施設になりますキュアリングは。時期をずらすにしてもどうするにしても、サツマイモの上部の腐食する部分をキュアリングしなければ、全部腐ってしまいますから。
----------------	---

	そういうことを考えると、農協さんも販売をしたいというふうな考え方を持っているようですから、これからやっぱりそういうものを進めて、農協と町がタイアップをしながら、食用サツマイモのキュアリング方法というものを別個に考えていく必要がある、こういうふうに思えば、いずれにしても農協さんのこれからの動きによって、どのくらい農家に発注していくのか、こういうことから、キュアリングの方法を先駆的に進めていかなければいけないだろう、こういうふうに思っております。
議 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 今、町長が説明されましたように、農協でやってもらえば、これにこしたことはないわけですがけれども、単に、待っているだけでは先に進みません。これは誰でも分かることだと思いますけれども、町には農協などの関係団体の指導等、積極的な役割を担っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。 それと、最後でありますけれども、今までの一般質問全般を振り返ってみても、一般質問の内容が町の政策に反映されることがなかなか少ない状況になっているなというふうに感じるわけがあります。私に限らず、各議員の様々な意見、要望を受け止めながら、町の政策を推進することを望みたいということをお願いしまして、本日は大変ありがとうございました。 以上で終わります。
議 議 議 議	長 それでは、一般質問の途中でありますが、11時15分まで休憩します。（11：01） 長 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。（11：15） 長 それでは、次に、10番、佐々木宏議員 長 10番、佐々木議員

佐々木議員	令和４年第３回定例会一般質問をさせていただきます。 今回は、２点について質問いたします。 １点目でございます。肥料高騰対策と有機農業への取組と題して町長に質問いたします。 依然として収まらない新型コロナウイルス感染、世界全体で６億人を超え、日本においては、感染者が２，０００万人到達に迫り、死者数は４万１，３２０人と第７波の渦中にあります。加えて、ロシアのウクライナ侵攻情勢と円高などによる燃油・肥料・飼料価格の高騰による生産コストの増大により、農業現場では非常に厳しい経営環境に置かれており、これから先、営農の継続が危ぶまれ、次の世代に農業を継がせるのをためらう等、離農が加速する実態となっています。 一方で、ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の観点から、物事を評価する時代において、「みどりの食料システム戦略」では、２０５０年までに化学肥料の使用量３０パーセント低減を目指すとされています。これらの案件に緊急かつ機動的に対応した対策が重要と考えますが、町長の所信を伺うものです。 １つには、肥料、生産資材高騰に対する町独自の緊急支援実施はどうなっておりますか。 ２つ目に、「みどりの食料システム戦略」に関する農業者などへの周知方策と学習会・講習会開催が必要と考えるが、どうか。 ３つ目に、「みどりの食料システム戦略」に対応した関係機関による組織と専門委員会の立ち上げの考えについてであります。 ４点目、有機農業基本計画作成と生産者認定の進めはどうするのか。 以上、よろしくお願いいたします。
--------------	--

議 町	長 長 町長 佐々木議員の肥料高騰対策と有機農業への取組と、こういうことで、御質問であります。 まず、御質問の１点目、肥料などの生産資材高騰に対する町独自の緊急支援についてですが、国では、７月２９日の閣議において、肥料価格の高騰に対する支援を決定したところであります。 今回の国の対策では、化学肥料の２割低減の取組を行いつつ、前年度から増加した肥料費の７割を支援金として交付するものと、こういうふうになっております。 また、道におきましても、肥料購入支援金として、１トン当たり３，１２５円を支援する方針であるというふうに出ております。 国の支援金につきましては、国以外から重複して補助金が交付される場合、支援金の調整が行われる場合があると、このようにも報じられているところであります。 町としましては、国と道との支援の重複を避けつつ、高騰の影響緩和を図る必要がありますが、国や道の支援の具体的な取り進めについては、まだ確定していない状況であります。 このため、独自支援の具体的な検討におきましては、国や道の支援を踏まえた上で検討していく必要がありますから、農協等の関係団体とも連携を図りながら、総合的に影響緩和対策を着実に進めてまいりたい、このようにも考えております。 また、今回の肥料高騰は、国際的な市況の影響もありまして、今後の動向が見通しにくい状況にあると考えております。化学肥料の使用量の低減に向けた持続的な取組が可能か、関係機関と共に協議をしてまいりたい、このように思います。 それから、２点目の「みどりの食料システム戦略」に関する農業者への周知方策と学習会・講
----------------	---

習会の開催につきましては、基本方針や基本計画を作成するため、現時点では予定はしておりませんが、農林水産省のホームページには説明動画が掲載されておりまして、こうした動画を活用していただきながら制度の理解を深めていただきたい、このように思います。

また、今後作成した計画などにつきましては、町のホームページ等で周知を図ってまいりたい、こういうふうにも思います。

それから、3点目の関係機関による組織・専門委員会の設立についてですが、計画等の策定段階では、道の主導の下に進めることとなりますので、今のところ設立の予定はありません。

しかしながら、本戦略は、環境負荷軽減のイノベーションを推進し、2030年までに当面の目標としながら、さらに2050年までに目指す姿を実現するという長期間に及ぶ取組ですから、今後、必要に応じて専門委員会などの組織化も必要と想定しております。

4点目の有機農業基本計画の作成と生産者認定についてですが、みどりの食料システム法の基本計画につきましては、国が定める基本的な方針に基づき作成するものでありまして、9月に国の方針が公表される予定であります。

国方針の公表後、基本計画を作成することとなりますが、基本計画の作成に当たっては、モデル的な取組の創出と横展開を効果的に進める観点から、北海道の主導の下に、道内全域をカバーした全市町村と北海道との連名の基本計画を作成することになります。このため、計画作成に当たっては、北海道と共同作成を進めてまいります。

生産者認定についての質問であります。みどりの食料システム法では、国の基本方針や道と市町村との基本計画に沿って、環境に配慮した生産を実践する生産者等が道の認定を受けると、税制特例や資金の償還期間の延長などの支援を受けることができます。

議 長 佐々木 議員	認定に当たっては、環境負荷低減事業活動を作成し、申請する必要がありまして、今後、発出される省令やガイドライン等を踏まえながら、関係機関とも連携を図りながら周知や支援に努めてまいります。 最後になりますが、本年7月1日に「みどりの食料システム法」が施行されまして、国による基本方針の策定後、実質的な運用が始まることとなります。 国では、戦略的に持続可能な食料システムの構築を進めるため、中長期的な観点から、環境負荷軽減のイノベーションを推進するものであり、本町といたしましても、持続可能な農業生産に資するものと考えますので、戦略の趣旨に合致する生産現場での取組を支援してまいりたい、このように考えているところであります。 10番、佐々木議員 1点目であります。 御回答では、総合的に影響緩和対策を着実に進めたいという御答弁でございますけれども、近隣の江差町、上ノ国町では、一次産業の支援というようなことも既に打ち出され、そういった方向で進んでいますけれども、やっぱり、当町も高齢割合が高い、そして、以前から後継者を置くような環境ではない、以前の政策のときもそういった声が聞こえている中で、さらに今回のこういった事態を受けますと、とてもとても、今がもう潮どきだと、離農すると、後継者も、目途はあるけれども、とても後継者を呼ぶような状況にはならないというのが実態でないかと思うんですよ。 農業の町厚沢部町も、やっぱりそういった状況にある中で、町もこういった支援策があるんだと、おおそうか、やっぱり俺らの町もそういう力強い応援体制があるんだなということを受けて
-----------------------	---

議長 農林課長	考えを改めるといった部分も出てくるんでないかなと思うんですけども、そういった農家戸数減の歯止め策というのは、具体的に何ら持ち合わせていないんですか。
議長 農林課長	農林課長 まず、農業の歯止め対策であります、これにつきましては、費用対策と併せまして、まずは費用対策を実施していくと。先ほども答弁させていただきましたが、国・道の支援と重複をしないように、支援の最大化に努めていくと、それをもって農業経営の安定化にも資することになるかと考えております。その後の町の農業振興等につきましても、まずは高騰対策をした上で、その影響を見ながら、今後検討してまいることになるかと思っております。 以上です。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 私の求める答弁にはなっていませんけれども。 次、2点目の食料戦略、農業者の周知という、この部分については、7月1日に施行されたというようなことで、第一次産業においてもカーボンニュートラルの部分、そしてまた、有機農業を国では25パーセントに拡大するというような方針も打ち出されております。 そしてまた、化学農薬の半減、それと使用料30パーセント減という大きな柱の下で今後進んでくるわけです。そして、肥料高騰対策といった部分についても、御案内のように、そういった肥料を20パーセント削減した農家に対しては、支援の対象になりますよという部分があります。 そういった部分で、農業者への周知といった部分では予定していないということなんですけれども、何とも不親切な農業の町厚沢部でないかなと思うところでもあります。そういった部分は、

議 町	農水のホームページできちっと周知したらどうですかと、確かに、厚沢部町はそういった部分では町内全域整備されていますけれども、やっぱり、少なくとも3地区の会場で農水のそういった動画を活用した学習会というのを開くのが大事でないかと。個人でそういう動画を見ても、ああそういうもんかと思うんですけれども、会場に集った中で、いろんな生産者同士の声の中で、ああなるほどなという気づきというかコミュニケーションということで、さらにいい方向にいくと思うんですよ。その辺の考えはどうでしょうか。3地区の学習会実施。 町長 今、佐々木議員から不親切な町だというふうな御指摘をいただきましたけれども、皆さん方御承知のように、今、日本の農業政策というのは、盛んにどんどんメニューは変わっております。特に、昨日の農業新聞にも出ていました。岸田総理が物価高騰対策で、今、農業のほうにアップさせます。こういう発言まで、昨日の協議です。こういう段階で、今、どんどんこの内容が変わって、もちろんみどり戦略につきましても、国・道・町と一体した計画の流れがきますから、そちらが固まらないうちに町民に具体的な話をするには、まず危険性があると、こういうこともありますから、やはりきちっとしたルールが国から流されて、そして、当然、農家の方々にも具体的な内容を知っていただくと、こういうものは必要ですから、その段階には、町の対策というものを固めながら説明する。1回ずつばらばら説明するわけにいきません。全部こういうものは。 特に、今、国産の小麦なんかも、逆に買取りを大幅に上げるというふうな報道も出ております。こういうことからいきますと、農家さんの歳入歳出、そのもののバランスがどうなるのか、こういうものも十分検討した中で、我が町の農政というものをきちっと進めていくと、こういう
----------------	---

議 長 佐々木議員	考え方でありますから、まだ説明がない、地域でまだ協議をしていない、こういうことは今の段階ではまだできない状況にあるということも御理解をいただきたい、こういうふうに思っています。 10番、佐々木議員 町長はそう答弁いたしますけれども、既に、これだけ肥料が高騰した中で、全く肥料価格については倍になるんですよ。そういったところで、国の政策支援を受けるということになると、そういった今現在の政策をきちっと、農家は経営者ですから自ら学んで対応しなければならいのは経営者という立場でそれはそうですけれども、そうでなくして、やっぱり落ちこぼれのならない形で、町もきちっと対応していくという考えが必要であろうというふうに思います。 ぜひともこれは、やっぱりそういった町の動画、ホームページを活用したそういった機会を設定していただきたいという部分が一つであります。 それと、答弁で、基本方針や基本計画作成のためということで、北海道と共に基本計画を進めますよということを答弁しておりますけれども、そういった中で、本町はどういうふうな形で計画を進めるのかという部分についてお聞きします。
議 長 農林課長	農林課長 まず、今後どのように計画の作成を進めていくかということでございますが、繰り返しになりますが、まずは国会、国の基本方針、これが出された後に、その方針に即した計画をつくっていくということになります。この計画をつくる上で、北海道が主導の下、全道をカバーした計画となるようでありまして、道と各市町村連盟の基本計画となります。連盟とする理由は、基本計画に合致して、認定を受けるということになりましたら、道が認定をします。それによって税の優遇

	措置ですとか受けられるんですけども、あくまでも、町としてではなくて、道として環境負荷軽減に向けてどのような認定をされるか、それによって国の支援が受けられるということでありますので、町というよりは、全道をカバーした中で環境負荷軽減提言に取り組んでいただくという計画になるかと思っております。 詳細につきましては、今後基本方針が出ました後、道から今後の基本計画の作成に向けてスケジュール等が示されると思いますので、それを見ながら、また、見た中で、作成の途中にあっては、皆さんにも作成の状況等については御報告したいと考えております。 以上です。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 3点目に関係するんですけども、御答弁の内容について、環境負荷イノベーションというようなことで、北海道では、もう既に第7期のクリーン農業であるとか、第4期の有機農業と、そういった計画をベースに本計画を策定するのではないかというふうなことで予想されているんですけども、北海道が主体としてやることだから、御答弁を伺うと、厚沢部町は、冒頭でも言われたように、ホームページ、そういった部分の、肥料を含めて農業者自ら学習して対応しなさいよというふうにも聞こえる、聞こえるというかそういう部分も感じるんですけども、そんな中で、JAとかそういうふうな部分の連携というか、そういった部分はどのようなふうなことになるんですか。そしてまた、併せて生産者という部分の連携というかそういう部分が必要だと思えるんですけども、その辺の考えを具体的に、今はまだ持ち合わせていないという状況なんですか。 農林課長
議長	

農 林 課 長	農協等との連携の状況であります。これにつきましては、これから農協さんとの連携が図られていくのかなと思っております。といいますのも、今、基本計画の作成に当たっては、道の既存の計画等も関連計画として、それを踏まえまして新しい計画をつくっていくんですけども、まだ内容が、例えば農協さんでどこまでできるんだとか、町としての役割はどこにあるんだとか、生産者さんとしての役割は何を求めるんだとか、そういうものがまだ定まっております。そういうものを見ながら、関係機関との連携をしながら、各団体が取り組める内容、ここまでできるよねというようなものを話し合っていくことになろうかと思えます。 また、この話合いが進みましたら、先ほどは動画でだけということでしたけれども、生産者さんに求める取組というのも出てきますので、そういったものを見ながら、説明会等は開催を考えていきたいと考えております。
議 長 佐 々 木 議 員	10番、佐々木議員 ぜひとも細やかな取組をお願いするものです。 私の質問している有機農業への取組という部分には何ら御回答ないんですけれども、今回のこの施策を見ると、やっぱり、農家段階では、堆肥利用を促進した中で、やはり化学肥料を削減して、そういった栽培体系を作り上げた中で進んでいかなければならないんでないかなというふうにも思うところなんですけれども、そういった部分で、生産現場の取組を支援するという、確かに、最後のほうですね、戦略の趣旨に合致する生産現場の取組を支援してまいりたいと、御答弁では申し上げているんですけれども、それがインターネット等で自ら勉強して取り組んでくださいよということで、これ、やはりさっきの政策でないんですけれども、やれる人とやれない人の2極化というのが自ずと見えてくるということなので、これはやっぱりきちっと、しつこいようです

議 農 林 課 長	けれども、取り組める現場環境の整備、これが大事でございますので、きちっとそういった部分で対応していただきたいと。 結びになるんですけれども、離農に対する歯止め策を打ち出して、厚沢部町も頑張れと言ってくれるし、頑張るかというような元気の出る農業に持っていくんだということで、行政は最新の知恵を持って望まなければならないというふうに私は思っているところでございます。ぜひともそういった形で、きちっと対応するんだというふうなことを考えていますけれども、町長、いかがでしょうか。 農林課長
議 農 林 課 長	今後の離農を含めてというお話でありましたが、まず、みどりの食料システム戦略、これと肥料高騰対策、ちょっと戻りますけれども、これについては、みどり戦略でいう有機農業は、肥料の低減だとかも謳っているんですが、現場で普及させる技術を今後国のほうで検証して、それを現場に下ろしていくというところもみどり戦略の中で謳われているかと思います。 こういった、国である程度成果を見た有機農業の取組等も国から下りてきましたら、生産現場に下ろしまして、その中でやれることやれないこと、また町が支援すること等も整理になってくるかと思います。 まずは、有機農業の国での実証、普及に当たっての技術の取組の進捗を見ながら、まず生産現場の皆さんのほうにお知らせを努めてまいりたいと考えます。
議 議 長	佐々木議員が聞いているのは、離農者が出ないような厚沢部農業の取組ということで聞いていると思いますので、それについての答弁をお願いします。 町長

町長	今、佐々木議員が、当町で離農するような農家が出ないような対策を何か町として考えるかというふうな質問だろうと思います。 先ほどから説明しておりますみどり戦略というものが、当時野上農林大臣から、昨年８月１８日に農水省方針というもので出されたものであります。その中で、このみどり戦略の実現という中で、４段階の段階を踏んで農家を助けますよと、こういうふうな戦略であります。 したがって、この中での移行緩和の扱いだとか、そういうものの中で、どう地域が一体的に立ち向かえるか、こういうことが大変計画の中では大事になる。その一つの方法として、佐々木議員も御承知のように、昭和４７年、当時の沢口松雄町長のときに、厚沢部町の農業を全面的に有機農業に変えるということで、当時は化学肥料を廃止して、そして、緑肥に変えたという時代が厚沢部にはありました。恐らく記憶にあると思います。全ての人がどんどん緑肥をつくって土を作ったという、そういう経緯というのは皆様方も御承知だろうと思います。 あのときの成果を考えると、この有機農業というものは大事な方法の一つだよ、こういうふうに思っております。恐らくやこれからも緑肥対策というものは大事な方法になるだろうし、そして、当時は、高度改良という今の農業者の方々はやっておりますけれども、地上から８０センチまで全部掘り起こした高度改良という、こういう政策というものを当時は町が受け入れてやりました。そんな中で、要するに、厚沢部町の畑の土というものは作られたというふうに私は当時から思っております。 そんな対策をいろいろ今まで進めてきましたけれども、これからの中にも、こういう国の制度に乗りながらも、農家の方々が有利性のある栽培、有利性のある販売を心がけた農業をしていただく、こういうことが大事だろうと思います。
----	---

議長 佐々木議員	ですから、厚沢部町に、今、佐々木議員が言われるように、今の肥料高、あるいはこういう物の経費高の中で、辞める農家が出るんじゃないかという心配、それは確かにありますけれども、ぜひとも、厚沢部の農家については、強いこういう対策を持ちながらこれからも頑張ってやっていただきたい、こういうふうな方向で私はこれからも農家の方々を応援してまいりたい、こういうふうに思っています。 10番、佐々木議員
議長 農林課長	みどりの食料システム法に関しては、有機と関連があるんですけれども、4段階云々というようなことで、そして、マニュアル化された栽培に、技術に基づいた栽培方法で、ある程度時間的な余裕はあると思うんですけれども、問題は、肥料高騰対策ですよ。これについては、きちっと答弁でもうたっているでしょう。化学肥料を2割低減した農家に対して7割の支援金を交付すると。事務局が答弁しているような悠長なものでないですよ、生産現場では。すぐ明日のことですよ。今日、明日のことで、今真剣に悩んでいるんですよ。 2つはリンクしている部分なんですよ。そんな悠長な答弁で厚沢部の離農の歯止めできますか。できないと私は判断しましたよ。きちっと対応してください。 農林課長 まず、2割低減に取り組まなければいけないのではないかという御指摘ではありますが、まず、今、肥料の高騰対策、国で示されたものは、2割の低減に向けて取り組む農業者、結果を求めているわけではございません。2割の低減に向けて、これから営農を継続しますよといった取組が見えた方に対して、国は支援をするというふうになっております。 なので、2割低減されなかったので国の支援が受けられないかというわけではございませんの

議長 佐々木議員	で、この辺はそうのように御理解いただきたいなと思っております。 10番、佐々木議員 だから、2割削減という、農家としては、現場はもうとてもできないと、この際バンザイだと、そういう実態なんです。その辺をきちっと、インターネットでホームページと動画を見て理解しなさいよと、そういう悠長な考えでは駄目だということ、だから、きちっと3地区で少なくともそういった動画をあれして、なおかつ補足的に2割低減に向けて取り組む方向性を示した中で進みなさいよというような理解を、現場の農業者の皆様理解を得られなかったら、どんどん農家はなくなりますよ。そういうことを私は言っているんですよ。
議長 農林課長	農林課長 そうしましたら、みどり戦略を含めまして制度の今後の進め方については、何も動画だけと考えているわけではございません。広く周知を図ってまいりたいと考えております。 なお、この肥料高騰対策と併せまして「みどりの食料システム」、これにつきましては、まずは先行して肥料高騰対策を実施すると。その中で、国では2割の低減に向けて取り組む農業者さん方に支援をしますよと、結果的に2割までいかなくても支援が受けられないわけではございませんが、それとはまた別に、「みどりの食料システム」においては、将来的に、有機農業の25パーセントですか、そういったものを目指すという計画でもございます。 これとは別に、今回の高騰対策の2割とは別に、国のほうで25パーセント達成に向けた技術実証を今取り組んでいるところであります。そういったものが普及版となりましたら、生産者さんに下ろしますし、その中で2割に取り組んでいただくということにも、今後なろうかとは思いますが、今は、肥料の高騰に対する支援、これにつきましては、将来的な2割低減に向

	けての取組をしていただきつつ、達成されなくても、今の段階の高騰に対しては支援が受けられるというところでございます。あわせて、道のほうの支援もありますので、それと、国・道の動きを見つつ、町の支援の対策、これについては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 検討では遅いんですよ。びしっとやるというような方向性でいかなかったら、ここに来て、がたがたと人口が少なくなっている中で、そういった悠長な答弁では物事進みませんよ。きちっと対応してくださいよ。
議 長	課長、ちょっと待ってください。今、佐々木議員と農林課長の質疑・応答については、ちょっと堂々巡りのような感じがいたしますので、農薬の2割減というのは、もう農業者にとっても実行できるかどうか厳しい問題があると、そういうふうなので、町として、もっと3地域でいろいろと農業者を入れて会議を開くとか、そういうふうなことをやらないのかも含めて、もっと具体的に町として考えることだというふうに考えて、農業対策で。 じゃ、町長、お願いします。
町 長	先ほどから申し上げますように、国の当初の考え方というのは、来年以降からという対象になっておったところです。ですけれども、今年の秋からというふうに繰り下がって対応するというふうに国が変わりました。そういう中で、先ほどから申し上げますように、国の支援、道の支援、そして町が別個に支援した場合には、それは国・道の支援からその分カットしますというふうな、こういう今の国の方針なんです。

	ですから、それを今かいくぐるためには、どういうふうな方策を講じて、町が独自に農業支援、あるいは商業支援、工業支援、町全体が今同じような状況なんです。だから、そういう中で、今、対策を講じていかなければならない、そのためには、今、国・道の対策をきちっとラインを出していただいて、その中で町が独自にどういう方法があるのか、これは検討しながら、当然、先ほども言いましたように、昨日の新聞にもあるように、総理は別個な支援もするというふうな発言もしていますから、こういうものをトータルした中で、町がどれだけ支援できるかは、今の段階で農家には示すことはできないよと、こういうことを私は先ほどから申しているんです。 確かに、農家の窮状は大変だと思います。思いますけれども、その対応が国・道の対策が伴うんだということを理解していただかなければ、町の方策も、あえて特別な対策もできない、こういうことであります。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 国・道の対策は承知しております。そういった部分、現場の農業者がきちっとそういった中身を理解する、まず、そこの部分の取組も緊急支援対策と同時に大事だということで、そういった部分で、農協さんとも連携を取りながら、取り進めていただきたいというのが私の本音でございます。
議 長 議 長 農 林 課 長	そのようにするということですね。 農林課長 農業者さんの皆さんには、この「みどりの食料システム」また肥料高騰対策については、情報発信は努めてまいります。

議 議 議 議 議 佐々木議員	まだ詳細が分からない部分が多々あります。この部分については、誤解を招かないように、時期を見て実施してまいりますので、もう少々お待ちいただきたいということで、まずは動画の活用というお話をさせていただいたんですが、詳細につきまして、また開催等を御案内いたしたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。 それでは、一般質問の途中でありますが、休憩して昼食といたします。 午後は１３時より再開いたします。（１１：５２） 午前中に引き続き一般質問を続行します。（１３：００） 佐々木議員の持ち時間はあと２２分であります。 それでは、佐々木議員、どうぞ。 １点目の質問につきましては、本当に、生産現場では、もうやっていられないというふうに真剣に悩んでいる実態であります。国・道の施策を見極めた中、早急な手だてを提言いたしましてお願いするものであります。 それでは２点目の「ひぐまっぷ」の公開で、住民の安全確保と題しまして質問いたします。 ヒグマの目撃数が増えている北海道の死傷事故や農作物被害などを防ぐため、厚沢部町においては、有害鳥獣対策として、ハンターによる駆除や農作物被害防止に向けた電気牧柵の設置により、被害額低減の効果が表れている実態であります。反面、道内において、人とヒグマの軋轢が増える中、ヒグマの出没情報を地図上で共有できるネットサービス「ひぐまっぷ」を導入する自治体が相次いでいます。 厚沢部町においても、システム導入は完了されているが、ヒグマと住民の危険回避や安全対策に向けた情報発信がされていない状況であります。自然と触れ合う住民にヒグマの出没情報の公
--	---

議 町	開を進めるべきと考えるが、町長の所見はどうか伺うものです。 ① 2017年導入以来「ひぐまっぷ」活用の実態はどうなっていますか。 ②「ひぐまっぷ」の非公開の理由何なんですか。 ③町民から公開要望はなかったのか。 ④公開予定はいつからと考えておりますか。 ⑤近隣市町と合せた広域出没情報への情報提供の予定はどうなっていますか。 以上、よろしくお願いいたします。 町長 「ひぐまっぷ」につきましては、2年間の試験運用を経まして平成31年度に導入し、担当係内における出没情報の管理、近隣町村との出没情報の共有、北海道への報告の業務の際に活用しております。 当町では「ひぐまっぷ」の一般公開を見送っておりましたけれども、「ひぐまっぷ」に入力される出没情報は、鳥獣被害対策実施隊員のほか、警察や一般町民からの情報提供に依存しているため、全てのヒグマの動向を網羅しているとは言えず、一般の方に出没情報がない場所が安全であるかのような誤解を与えかねないと危惧していたためであります。 このようなことから公開を控えていた経緯にありますが、まちづくり座談会等で公開の要望もお聞きしており、また、道内においては市街地での熊の出没等が多数報道されている状況から、今後、「ひぐまっぷ」の情報を一般に公開する予定であります。 現在、ホームページでの公開に向け、公開範囲等の内容や入力情報の整理をしているところであり、一般公開を9月下旬には一般公開をしたい、こういうふうに思っております。
----------------	--

議 佐々木議員	長	10番、佐々木議員 平成31年に導入されているというふうなことで、それ以来、出没状況の頭数と併せて北海道への報告に活用しているということなんですが、その辺の実態はどういうふうになっておりますか。
議 農林課長	長	農林課長 目撃情報等につきましては、今「ひぐまっぷ」に搭載しようとして検討中のもの30件の目撃情報がございます。この中から精査いたしまして、箱わなですとか熊の捕獲場所等も含めまして公開を検討しているところでございます。今のところ目撃情報30件、この中から精査して公開をしてまいりたいと考えております。 あと、道の報告につきましては、これまで「ひぐまっぷ」等も活用しました中で報告をいたしているところであります。
議 佐々木議員	長	佐々木議員 というのは、導入、31年から現在までの年度ごとの状況について伺っているんですけども。
議	長	2017年以降の毎年の熊の発生、熊の「ひぐまっぷ」の出た状況を知りたいということですか。（はいの声あり）
議 農林課長	長	農林課長 31年からのデータにつきまして、今ちょっと持ち合わせておりませんので、後で資料としてお渡ししたいと思っております。よろしくお願いいたします。
議	長	10番、佐々木議員

佐々木議員	今後、情報を公開するということなんですけれども、担当係というか管理はどこが担うんですか。
議長	農林課長
農林課長	管理は農林課の林業振興係で担っております。
議長	10番、佐々木議員
佐々木議員	誤解を与えないために非公開にしていたということなんですけれども、やはり9月末の公開を目指すという御答弁ですけれども、今収穫の秋、そしてまた行楽の秋ということで、山の幸も豊富な時期を迎えております。そういった中でやはり、分かりやすく使い勝手のよさを工夫した中で早期公開できないものなんですか。大分難しいものなんでしょうか。
議長	農林課長
農林課長	これにつきましては9月末の公開を予定しております。中でも、目撃情報についても網羅、公開していく予定であります。一部農地の中ですかそういったものの取扱いを今ちょっと検討して精査しているところでありまして、まず第一次的に公開するのは公共施設ですとか公道での目撃情報、皆さんが広く利用されるような場所、これについては速やかに公開をしてまいりたいと考えております。
議長	10番、佐々木議員
佐々木議員	私の5点目の近隣市町との広域出没情報提供という部分で回答なかったわけなんですけれども、この部分については出没情報の共有、そういった部分是可以出来上がっているのか。それとまた、近隣市町との広域出没情報を把握できる体制になっているのかどうなのかその辺はどうなんですか、今現在。

議 農 林 課 長	農林課長 これにつきましては「ひぐまっぷ」の中で近隣町の出没等も確認しているところであります。また、各周辺市町村とも係ごとに連絡を取り合っておりまして、システムだけでなく相互に連絡を取り合いながら、必要に応じて取り組んでいるところでございます。
議 佐 々 木 議 員	10番、佐々木議員 それでは、行政の枠を超えて町民、住民に情報を伝えるような体制になっているということと判断してよろしいんですね。 それで、うちも有害鳥獣対策ということで進めているわけですがけれども、所管でも広域連携のした中で、より効果的な対策を取ったらどうだというふうなことなんですけれども、「ひぐまっぷ」を活用、あわせてまたいろいろあろうかと思えますけれども、そういった部分の取組というか取り進めについても大分しやすい体制になるのかなと思うんですけれども、その辺の部分はどうか。
議 農 林 課 長	農林課長 「ひぐまっぷ」を活用して広域に連携をするということでございますけれども、これにつきましては、私ども厚沢部町のほうが一番ハンターさんも多くいらっしゃいます。実施隊員も抱えているところでありますが、例えば広域連携にした場合に、他町のほうに出動の協力もしなければいけないという場合も想定されます。出没の状況から見まして、ハンターさんはなかなか、これから後継者不足でありまして確保が難しい状況でもあります。その中で、厚沢部町から江差町に協力に行くのかだとかそういった部分の人の融通の部分では、なかなか、まずはどの町も自分の町の対策を優先されるということで、その広域の連携の中でハンターさんが行き交うというよう

議 長 佐々木議員	なことは、まだちょっと検討の段階から出ておりませんので、ちょっと実現に向けては今至っていない状況であります。 10番、佐々木議員 いろいろと課題は大きい部分があると思いますけれども、有害鳥獣対策についてもいろいろと関係町村と協議した中で前進するような方策を見いだしていただきたいというふうに思います。 あわせて、このたび公開しますよということの御回答をいただきました。今年の8月現在道内導入自治体は38自治体ございます。そのうち4町が公開していなかったということの中に厚沢部町が入っていると。何かよそから見ると、随分閉鎖的な厚沢部町だなというふうに見られる部分が解消されるのかなというふうにも思っているところですが、9月末の公開を目指すというふうなことですけれども、もう行楽の秋を迎えておりますので、分かりやすく使い勝手のよい早期開示を望んで一般質問を終わります。
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 副 町 長	ありがとうございました。 一般質問の通告は以上であります。 これをもって終結します。 これより議事に入ります。 日程第6 議案第1号令和4年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。 議案の説明を求めます。 副町長 議案第1号の令和4年度厚沢部町一般会計補正予算（第5号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は6ページから12ページまでです。
議	長	6番、香川議員
香	川	10ページの一番冒頭の総務費道補助金であります。
議	員	プレミアム付商品券発行支援事業費補助金として450万円計上されておりますけれども、資料ナンバー1の説明書を見ますと、今回プレミアム商品券、一部町外者向け販売あり、道補助要件のせいで一部町外者向け販売ありということになっていると思うんですけれども、その道補助要件をもう少し詳しく説明していただけたらと思います。
議	長	政策推進課長
政	策	プレミアム商品券につきましてはこのように道の補助金が該当になるんですけれども、まずプレミアム率、今回50パーセントを考えておりまして、そのうちの10パーセント分としまして道補助金、こちらのほうが上乗せ補助という形で交付される補助金になります。
議	長	去年も町外の、町民以外の方も買えるようにという、去年までは強制ではなく、強制といいま
議	長	すか要件としては努力義務のような要件だったんですけれども、今回、道の補助要項について、町民以外の方も購入できるような対策に対して補助を行うということがしっかりと要項のほうに
議	長	明記されましたので、厚沢部町としましては、町民が活用してもらうのが一番ですけれども、町
議	長	民以外の方も町内の事業者さんにお金を落としてもらうと、こういったプラス材料もありますので前向きに取り組んでいきたいと考えております。
議	長	6番、香川議員
香	川	そうすると、販売場所としては、ここに明記されていとおり町民交流センター、そして鶴研

議 長 政 策 推 進 課 長	修センター、館振興センター、あくまでも町外で販売所をつくるというのではなく、この、町外の人に来ていただいてその３か所、町内の３か所で買っていただくという仕組みですか。 政策推進課長
議 長 政 策 推 進 課 長	まず、例年どおり町内３か所、町民交流センター、そして鶉地区多目的研修センター、館地域振興センター、この３か所でまず、町民を対象とした販売を行おうと考えております。 若干数になるんですけれども残り町外者分、これにつきましては商工会事務所のほうで随時販売を受け付けるという形を考えておりまして、町民向けの販売がもし余った場合、こちらのほうも町外者向けの販売と併せて商工会で買えるようなそんな仕組みも、今商工会と調整しております。
議 長 香 川 議 員	６番、香川議員 道の補助要件でそういう、なるべく、去年まで努力義務だったのがある程度、２００組なら２００組という形で町外向けの方に振らなければならないと、そういう捉えでよろしいのかと、あと、それに向けて何かＰＲする事業、ホームページに載せたりとかそういうことも検討しているのかお聞きしたいと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まず、町外者向けの販売でありますので、町民に対しては町内回覧等で周知できるかと思うんですけれども、町外者向けに関しては、おっしゃられるようにホームページのほうで周知していきたいと思います。 町民向け、前年の実績を見て余ることもちょっと想定されますので、その余った分も、町外者であっても買ってもらって町内の事業者にお金が落ちるような、そんな方向に持っていきたい

議	長	と。少しでも町内経済の活性化につながるよう進めていきたいと考えております。
議	長	ほかに、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は6ページから12ページまでです。
議	長	(発言する声なし)
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。
議	長	歳出は款ごとに行います。
議	長	初めに、2款総務費について質疑ありませんか。ページ数は13ページから15ページまでです。
議	長	1番、中山議員
中	山	13ページになるんでしょうか、一般管理費の中にアルコール測定システム使用料というのがあるんですけども、29万7,000円と。これはどの職場の方々がこのシステムを使うのか。それと、どういうわけでこのシステムを導入したのか、それらについて説明していただきたいと思います。
議	長	副町長
副	町	アルコール測定システムの使用料ということでございます。
	長	これは道路交通法施行規則の改正によりまして、この10月1日から安全運転管理者を置いている事業所は全てアルコール検知機器でチェックをして、そのデータを1年間保管するというのが義務づけられるということになります。
	長	それで、町としてもそのために検知器を整備するということで、現在のところ役場庁舎に1台、それから教育委員会、それとあゆみのほうに1台ということで3台、10月1日から設置するという内容です。

議 中	山 議 員	長	1 番、中山議員 今の副町長の説明ではその 3 か所に設置するという事で了解してよろしいですか。 そうすると、どんな場合にこのシステムを利用するのか。職員が、例えば出張するとか車運転するとかそういう場合に使うのか。それとも、毎日みたいに形の中でこのアルコールの検知器使って、いろいろ問題があるのかないかちょっと分からないんですけれども利用するのか。それらについてはどうなんですか。
議 副	町	長	副町長 基本的には公用車を公務で運転するというときに事前にチェックをして、それで、もしアルコールが検出されたらもうその日は運転できないよということになります。毎日ではなくて公用車を運転する職員が、都度検査をするというふうになります。
議 中	山 議 員	長	1 番、中山議員 何かこうちょっと理解しがたいんですけれども、それを実施するに当たっては課長が命令するのか、誰がそれを、システムを判断して確認するのかは、大変これいろいろ、バスの運転手とか車を運転する場合の、今厳しい中での、当町としてもそういうやり方をするのかどうか。これはやはり大きな問題ですので、受けるのは分かるんですけれども、それを管理するのは課長がやるのか上司がやるのかその辺は、これからどのように利用していくのか。そして、ずっとそれをこれからやっていくのかどうか。その辺についても説明していただきたいと思います。
議 副	町	長	副町長 まず誰がチェックするかということで、当然担当課で、今日どこどこへ出張します、どこへ行きますということになりますので、基本は課長が必ず同行してチェックするという事になると

議 長 山 崎 議 員	思います。課長がいない場合はほかの職員が同行して、その機械のところできちんと記録を見て判断するということになります。 これは、先ほども言いましたとおり、道路交通法施行規則の改正ということですので、これはずっと、今後ずっと続いていきます。 それと、その記録は1年間必ず保存しておかなければならないということになります。 2番、山崎議員 13ページの財産管理費の教員住宅の解体工事費の関連であります。148万8,000円計上しておりますけれども、まずこれが何棟を対象になっているのか。 それと、いろいろ教員住宅が大変老朽化しているということを聞かされていますので、今後のこの解体工事等々の見通しをどういうふうに考えているのか。 それとあわせて、今後の教員住宅の供給に対してどのようなお考えを持っているのか、まずこれを。
議 長 副 町 長	それと、あわせて、総務費でありますから次ページの、14ページの公営塾改修工事費の実際的なこの設計の内容、図面にも載っていますけれども、公営塾を将来的にどういうふうな感覚で施策として取り上げていくのか、この2点を、まず一括して質問したいと思います。 副町長 まず、教員住宅解体工事費ということですが、現行の教員住宅ではなく旧教員住宅ということで、今、滝野小学校のところには2棟分を解体するということでもあります。 それから教員住宅、使っていない部分もあつたりしております。そういう部分の、これから計画的に利用方法がないということであれば解体していかなければならないのかなというふうに思

議 長 教育委員会事務局長	っております。 それから、供給見込みと、これからどれぐらいの見込みなんだというの、それは教育委員会のほうでお答えしていただければなというふうに思っております。 公営塾ですけれども、図面のとおり今回補正させていただくわけですけれども、今のN O S A I の、旧N O S A I の事務所の2階に教室を設けて、1階は広域のフロアというような形にして検討しております。前回も町長のほうからお答えしておりますけれども、公営塾はこれからも厚沢部町の子供たちのために引き続き維持していくというふうに考えております。 教育委員会事務局長 教員住宅の今後の計画、その他等の問いだったのでこちらのほうでお答えします。 なお、この部分についてはあくまでも、先ほどの副町長の答弁にありました旧教員住宅につきまして、今現状教員が住んでいない住宅については全て町として財産管理していますので、こちらの科目で計上になっていますのでそこを御了解願います。 今後の計画なんですけれども、先の監査等の報告にも十分にいただいております、設置、改修、改築等は検討せざるを得ないということでは、委員会事務局としては思っております。ただ、現状すぐに設置にはちょっと、来年から2戸ずつ計画たてますとか、そういう形には、今お答えする状況ではないんです。ただ、古い住宅だということも問い合せされていますので、その辺も踏まえて直しつつ、なおかつ、必要に応じては新規対応も今後は検討したいと思います。ただ、各地区に分かれている分もありますので、その辺の見直し等も今後は検討せざるを得ないかなというふうに考えております。 2 番、山崎議員
議 長	

山 崎 議 員	最近よく、私、鶉ですけれども、鶉のほうの小学校は、多くの先生方が函館市だら北斗市とかというそういう町外に住居を構えて通勤を通いながら教鞭を執っているというそういう方がたくさんいらっしゃるということを聞いております。 しかれば、町内で、町外に住居を構えて町内でそういう教鞭を執っている先生方は何人くらいいらっしゃるのか。 そして、それに対して今は仕事改革とかいろいろな形でそれが変わってきた証拠だろうと思うんです。ですから、例えば1時間の通勤時間取っていても、やはりそこから通ってきても、私は仕事には支障はないだろうと思うんだけど、その辺の動向いかんによっては今後のやはり教員住宅とかいろいろなそういうことの考え方を改めていかなければならないわけですから、逆に、そういう先生方にどうやったら利便性をいいような形に状況をつくってやるかということをして逆に考えていかなければならない。そういうことで、実際に、今町外から通われている先生方は何人いらっしゃるのか。そして、それに対して特別な何か不便があるとか、何かそういうふうな問題性があるんであれば紹介してください。
議 長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 すみません。通われている人数につきましては今即答できる資料を持ち合わせませんので、改めて回答させていただきます。 あと、広域的に、特に今おっしゃっていた鶉に関しては、そもそも広域的に先生が何人か、人事的な広域的な部分で来られている先生もいますので、一概に鶉のほうの住宅が極端に悪いとかという部分でもないということだけは了解していただきたいと思います。 あと、確かに住まわれていない方、函館方面から通われている七飯町、北斗市結構いらっしゃ

	るのは事実です。鶉だと、確かに一番近く、普通に考えても1時間弱で通勤ができる範疇、また、先ほども言ったとおり渡島からこちらに来るという場合、そのままの住宅で今回来られている方も昨年度からいらっしゃいますので、その辺、うちの町にも住んでいただけるように今度は、先ほども答弁しましたとおりに、住宅環境も考えつつ整備していきたいというふうに考えております。
議 長	今現在の小学校3校、中学校1校の教員数は何人おられますか。
議 長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長	すみません。今年度4月1日の現状で全体数は76名。
議 長	76名。
議 長	山崎議員の御質問については後ほど答弁いたします。
議 長	2番、山崎議員
山 崎 議 員	あと、先ほどのを合せまして質問しました公営塾の関係でありますけれども、確かにこういうふうにして説明資料の中には載っております。しかれば、将来的なこの公営塾をどのような形で政策として考えていっているのか。今ある情報でありますと、やはり、学校の補習というかそういう復習をするような機関であるというような形で位置づけられているようでありますけれども、その中に通われている子供たちには、やはり一歩も二歩も先を先んじた勉強をしたいという子供もいるわけ。特に受験を控えている子供たちというのはそういうような要望が強いみたいなんです。今の進めの形、ずっとあくまでも学校のカバーするだけの公営塾というふうなものの考え方で進んでいこうとしているのか。それともまた、進学対応ということの考えないのか、その辺のところを併せてお聞かせ願いたいです。

議 保 健 福 祉 課 長	長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 公営塾に関しては、現在は学校の補習ということで、学校よりも、基本的には先に進まないというスタンスで塾を進めておりますけれども、今回の公営塾の今の改修で教室等が増えておりますので自習室も確保できると思います。自習室の増えることによって講師の先生方と、また中学校の先生と協議しながら、予習の範囲では多分先に進むことは可能だと思います。そういうことも踏まえまして、教え方も学校側とちょっと相違があればまずいんですけれども、その辺は講師先生と学校の先生方と協議して、先に進める子はなるべく先に進めるような形で協議して進めてまいりたいと思っております。
議 議 上 戸 議 員	長 長 上 戸 議 員	山崎議員、質問は3回終了しております。3回はもう終了しております。 7番、上戸議員 公営塾の関係なんですけれども、6, 402万円で改修工事をするというような提案でありますけれども、説明資料の図面を見ると、ただ単に配置替えをしてこのぐらいの金額になるのかなというような感じがします。今、新しく住宅を建てるにしても坪100万円ぐらいかかるという状況の中で、トイレは新しく造るにしても、2階にもトイレもないというふうなこういうところで、この建物は何年たったものにこのぐらいの金額かけて改修するということなんですか。その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。
議 保 健 福 祉 課 長	長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 すみません。築年数については現在ちょっと私把握しておりませんが、たしか59年ぐらいの建物だったと思います。後でこれはちょっと確認して報告させていただきたいと思います。

議 上 戸 議 員 長	それで、あと、今、議員がおっしゃられた全体に対しての事業費が大きくないかということでございますけれども、この建物の、これ内部の一応図面にはなっておりますけれども、屋根及び外壁の改修も必要になっております。屋根もさびて破損している部分があるのでまず屋根の張り替え、あと外周改修のためにまず足場を組まなければならないということもございます。あと、そのほかにトイレも、今既存の部分で、図面では1階の図面の改修もということで、右下の場所に既存のトイレがあるんですけれども、左上のほうに男女兼用ということで、兼用じゃない、別々ですね、男女別のトイレとかも設置するという事で水回り関係もまるっきり別なところにも設置するという形になります。 あと、1階にもともと畜産関係のシャッターとかいろいろな部分もありますので、そういう部分のものも除去し外壁等の工事もしなければなりませんし、あと電気設備、あと機械設備というような形に分かれて工事が多分出ると思いますので、そういうことを合計しますとこのぐらいの金額ということになっております。 以上です。 7 番、上戸議員 説明はしていただきましたけれども、30年も40年も経っている建物に6,000万円もかけて直さねばねえのかということなんですよね。坪100万円で住宅が建つのであれば、この金額であれば64坪の家が建つということになるんですよ、新築で。 ですから、私が思うには、このぐらのお金かけるのであれば新しいものを建てたほうが、将来的にもずっとずっと長持ちするし、いいんでないかなというふうな気はしているんですけれども、その辺の考え方が、なんかたあれを直さねばないというふうな考え方なのか、ちょっと
--------------------	---

議 町	その辺もう一回説明をお願いしたいなというふうに思います。 町長 今、N O S A I の事務所、N O S A I が統合することによってあそこの、土地は町有地ですから建物はN O S A I が撤退するというふうな話の中で町に無償で譲るといふことの協議がなされております。その中で、今、公営塾を、今は3か所で借りて間借りしながら今やっている公営塾を1か所に集めると。したがって、統一した公営塾で子供たちの環境を1つに固める。ただ、ここで言う、今積算している中では、たしかあそこの屋根が、今長尺なんですけれども、そうだな建設課長。無落雪の屋根だろ。この屋根がふき替えしなければならないような状態だというので、これがでかいその数字になっているんですね。 だから、屋根、あの建物は屋根を改修すれば、また、壁はまだきっちりしていますし、今、それと、中全部区分けしても有効に使えるというふうな判断の中で、あれ共済からもらったものになると。 建て替えるよりもやはり、屋根の改修だけですからぐんと安く使えるというふうに思っていますし、あと、附帯する住宅も全部つけて町のほうには受けたとこういうことですから、建て替えるというのはなかなか、あれだけの規模の大きさのものを造るとすれば、木造でやるのか鉄骨でやるのかいろいろなやり方あるんでしょうけれども、今譲り受けたものを有効に使いたいと、こういう考え方で今整備をしようというふうに考えております。
議 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 公営塾を移転しねばねというやつも分かるし、もう少し教室を広くして、よりよい環境で子供たちに勉強させてやりたいというのも分かるし、ただ、先ほどから、何年たった建物だというの

議 長 建設水道課長	分からないそうなんですけれども、３０年も４０年もたっている建物に、屋根確かに悪いかもわからないけれども、こんなにお金かける必要あるかということなんです。これ、６，０００万円もかけてあと３０年もちますか。 ですから、同じ６，０００万円かけるのであれば、６０坪、下が３０坪、上が３０坪の６０坪の建物が建つんですよ。ですから、そういうふうなことしたら、３０年も４０年も楽に使えるというふうな建物になると思うんですよ。 ですから、その辺もう少し考えて、これが仮に１，０００万円だとか１，５００万円の金額であれば私も納得しますよ。だけれども、６，０００万円というのはちょっと大き過ぎるような気がするんですけれども、それでもやりたいという考え方ですか。ちょっとお答えお願いしたいと思います。 建設水道課長 上戸議員の御指摘のとおりのところもありますが、築４０年の建物です。昭和５８年頃の建物なんで。ですが、一応耐震上は問題がないし、現場見に行ったら土台とかも腐っていませんので問題はないんです。 今回６，０００万円かかるということは、やはり照明器具を全部取替え。町長の言った屋根も全部直すんですけれども。それから照明器具、それからトイレ、トイレも全部床が土間になっているもんなんで、ちょっと細工しないと、かなり細工しないとトイレ造れない状態、配管できない状態だとかいろいろいづい部分があります。 確かに、今３０坪の公営塾なんですね、今の現状が。それで、今回は９７坪、約１００坪の、今回公営塾になりますんで坪６０万円くらいの改修費になります。坪６０万円高いかというのと、
-----------------------	---

議 長	今新築で、今、上戸議員 1 0 0 万円と言いましたけれども、我々の今の役所で建てる建物だと最低坪 1 5 0 万円はかかります。今資材高騰とか、それから現場経費、一般管理費ですか、その経費の高騰で坪最低 1 5 0 万円以下で建てられないんで。実際 1 5 0 万円で、新築で 6 0 坪の、例えば 6 0 坪の建物建てると 1 億円以上かかってしまいます。 ですから、今回、最初は概算で 8 , 0 0 0 万円とか 9 , 0 0 0 万円という見積もり来たんですけども、さすがにそこまでかけるのはできないんで、坪 6 0 万円前後ということの改修費で改修設計を今現在してもらっているというような状況で、クーラーも全部つけたり暖房も全部やり替えるとなると、坪 6 0 万円でもかなりちょっと厳しい改修工事になると、私は今実施設計やっている設計士さんと話をしているところなんですけれども。1 0 0 坪直すとなるとやはりそのくらい、大きい建物ですので。今直せばやはり 2 0 年、3 0 年はもたないかもしれないですけどもあと 2 0 年は十分もって耐えられるんじゃないかなというような考えです。 ほかに、2 款総務費について質疑ありませんか。ページ数は 1 3 ページから 1 5 ページまでです。
議 長 高 田 議 員 議 長 副 町 長	9 番、高田議員 同じ 1 3 ページの企画費のところの辺地共聴施設整備事業費補助金ってあるんですけども、これ、どこにどのような共聴施設を建てるんですか。 副町長 この共聴施設、テレビの難視聴地域の共聴施設の助成ということであります。現在、町内には 4 か所共聴施設があるわけですけども、その中で赤沼の特別養護老人ホーム、それとひまわり団地の部分であります。これは平成 6 年に整備されて、それ以降全く改修していないということ

	で、もう限界に来ているということでございます。ひまわり団地には、組合には２２世帯、それと公営住宅、それと認定こども園も入っております。それとは別に特別養護老人ホームあっさぶ荘の施設も同時に、一緒に改修するという内容です。
議 長 高 田 議 員	９番、高田議員 分かりました。
	ということは、同じ赤沼なんで１か所に同じもの建てるという格好ではなくて両方それぞれのところを改修するということで理解してよろしいですか。
議 長 副 町 長	副町長 もともとの施設、特養が建ったときの建設した施設でありまして、大きなアンテナが１つ立っ
	ています、受信機。それは特養のもので。それから、特養までケーブルが入って行って各家庭と特養に入っています。途中からひまわり団地のほうにも１本入っていて、そっちはひまわり団地のほうで管理しているということです、このケーブルを全部改修するということになります。
議 長 議 長	ほかに、２款総務費について質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは次に、３款民生費について質疑ありませんか。ページ数は１６ページから１８ページ
	までです。民生費です。民生費について質疑ありませんか。
議 長 香 川 議 員	６番、香川議員 １８ページの就学前子育て支援施設給付費とありますが、この就学前子育て支援施設というの
	はどこに当てはまるのか教えていただけたらと思います。
議 長	保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長	こちらは、町内の子供が町外の施設を利用する場合に負担しなければならない措置費になります。（その内容を聞いているの声あり）内容、この、一応施設については、例えば七飯町の認定こども園だったりそういうことです。うちの「はぜる」のような形で他町の施設を利用する場合にかかる料金ということで措置費ということになります。
議 長	6 番、香川議員
香 川 議 員	それであれば、まずこの扶助費を使って厚沢部町から何名のお子さんが御利用されているのかお聞きしたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	今回の補正については幼児 2 名ということでございます。
議 長	6 番、香川議員
香 川 議 員	就学前というと、どうしても小学校前のお子さんかなと私は勝手に想像してしまうんですけれども、その辺について御説明お願いします。
議 長	保健福祉課長
議 長	幼児 2 名って伝わっていないみたいだから、ゆっくりもう少し話して。（幼児 2 名というのが聞こえなかったもんですからの声あり）
保 健 福 祉 課 長	一応、内訳としましては 3 歳未満が 1 名、3 歳以上が 1 名ということで、小学校就学前の子供に対する部分の措置費ということになります。
議 長	2 人とも七飯町ですか。
保 健 福 祉 課 長	いや、住所は江差町です。江差町の認定こども園に通う形になります。
議 長	7 番、上戸議員

上戸議員	16ページですけれども、社会福祉総務費の中の18番の負担金補助及び交付金で340万円のうち、高齢者世帯等生活支援事業費補助金300万円予算化していますけれども、当初は、この予算は高齢者支援事業として601万6,000円の予算を持っていたと思うんです。訪問介護だとか介護タクシーだとか家事援助、障害福祉のサービスの提供ということで、これは今回、このサービスを受ける人が増えたから増やすと、増やしたいというような提案でしょうか。
議長 保健福祉課長	保健福祉課長 今、議員のおっしゃったサービスとはこれ直接関係ありません。こちらの事業については、今、原油高騰、物価上昇ということに伴って既に6月等にも補正させていただいているんですけれども、非課税世帯の高齢者世帯に対して10万円交付するとか、そういうものに対する事業が国の事業としてありました。それに対して今回のこの補正というのは道が、その対象世帯に対して1世帯1万2,000円を上限とした事業を町で組んでくださいということになっています。それで、なおかつ既存の事業には充当したらいけないという条件がついておりまして、今回うちの部分につきましては、例年町で実施しています福祉灯油、こちらの交付世帯に対して上乗せとして、今年に限定して1万2,000円上限、それで道費が6,000円入ることになるんですけれども、6,000円を町が負担して2万円を交付するという形での事業の内容となっております。 以上です。
議長	ほかに、3款民生費について質疑ありませんか。ページ数は16ページから18ページまでです。（発言する声なし）
議長	それでは、議事の途中ですが14時15分まで休憩します。（13：58）

議	長	それでは、議事に入る前に、先ほどの山崎議員からの、町外から通う職員数に関する質疑に対しまして、教育委員会事務局長より答弁があります。（１４：１５）
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		先ほどの答弁できなかった部分について説明させていただきます。 すみません。まず、先ほど言った、私、７６と答えたんですけれども７６は北海道の雇用していた、すみません、常勤でない人数全ての人数を答えたんで、常勤教職員数はトータル、町の雇用を含めて７０とさせていただきます。７０人のうち町外から通っているのが３３名になります。残りが、３７名が町内、または町内に家があるになります。うち、教員住宅は今１２戸入っておりますので、その３７名の中の１２戸は町の教員住宅を借りている者。あとの残りにつきましては自宅と答えられている方もいらっしゃいますが、あとは自宅の扱いです。 以上です。
議	長	それでは次に、上戸議員からの質問のありました公営塾の築年数に関する質問に対しまして、保健福祉課長より答弁がございます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		先ほどの上戸議員の質問にありました元農業共済事務所の建設年数なんですけれども、５９年建設となっております。 以上です。
議	長	それでは、議事に入る前に、ここで議運の中山委員長より議事進行についての意見がございます。 それでは、中山議運の委員長、お願いします。

議会運営委員長	町長、今も2件ほどの答弁できなく、後でということで、最近、前にも1回議運のほうから申し入れしたんですけれども、課長全体に言えることは、答弁が後でということ、我々議員やっ ていて大変情けなく思いますので、今後は十分勉強した中で、どんな質問が来るのかを想定した 中で、職員の方々は答弁に備えていただきたいということで、議員の中からも、駄目だというよ うな意見が多数ありましたんで、私のほうから、議運の委員長として、今日特別に議長のお計ら いで注意することにしましたのでよろしくお願いしたいと思います。
議 町	町長より答弁があるそうでございます。 大変、今、議運委員長から御指摘をいただきました。 かつて久保田武雄町長の頃に、やはり同じような指摘がいただきまして、そういうことのない ように心がけるというふうに当時答えた記憶がありますけれども、今若干数字的なもので手元に 準備をしていないというふうな事柄が先ほどからあります。今後、十分それらの精査について は、各担当課長には当たらせてしますので、後でというふうなことはかつてそのようにお叱りを受け た経緯がありますので、今後、各課長には気をつけさす、こういうことにしたいと思います。
議 議 議 中 山 議 員	それでは、これより議事進行に入ります。 4款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は19ページから21ページまでです。 1番、中山議員 20ページになるんですけれども、新型コロナウイルスの接種、もう第4回目、皆さんやって いますと思います。町民の方々から、60歳以下の方はいつから始まるのかということと、子供 たちの接種についてどうなるのか。それと、現在まで60歳以上の方の接種済みの方々がどの程 度終了しているのかお知らせ願いたいと思います。

議	長	保健福祉課長補佐
保健福祉課長補佐		まず 60 歳以下の方々なんですけれども、もう 4 回目の周知をした段階から、基礎疾患のある方々ということで、18 歳以上から 60 歳以下ということで、もう接種大体終了しています。終了というか今の段階では終わっています。今後も 9 月末にもう一度周知をして接種を促す予定になっています。 子供に関しても周知して、接種のほうは今も進めています。今月も 2 回予定になっています。 60 歳以下の接種数、率、（60 歳以上の声あり）以上の接種率、4 回目終了で 80.4 パーセントになっています。人数としては 1,433 人になります。 以上です。（以下の声あり）60 歳以下は、ちょっと細かくなるんですけれども、18 歳から 19 歳は接種済み者 1 人、20 歳から 29 歳は 16 人、30 歳から 39 歳は 18 人、40 歳から 49 歳は 46 人、50 歳から 59 歳は 72 人というふうになっています。ちょっと細かくて申し訳ないんですけれども。 以上です。
議	長	課長補佐、多分聞いているのは小学生、中学生等は、今現状ではどういうふうな、何パーセントぐらい、2 回目終わっているのか 3 回目なのか、そこら辺の厚沢部町の状況を知りたいということだと思います。
保健福祉課長補佐		5 歳から 11 歳は 59.1 パーセントになります。
議	長	5 歳から 19 歳、1 本しか出ていない。
保健福祉課長補佐		5 歳から 11 歳は 59.1 パーセントになります。
議	長	その上は。

保健福祉課長補佐 議 長 議 長 中山 議員	その上は、１２歳から１７歳は６２．５パーセントになります。 はい、分かりました。 １番、中山議員 注射した方々が大変何か困っているというよりも、ファイザーともう一つ（モデルナの声あり）モデルナ。この種類によってはすごく、後遺症といいますかそれがあると。それと何か、注射も痛かったり痛くなかったりというようなことで、非常に、打つのはちょっと憂鬱になるというようなことと、５回目のオミクロン、今の接種ってあり得るのかどうかというの聞かれるんですけれども、これは今後どう、町としては判断して、もうインフルエンザのほうの、それこそ注射も入ってきますんで、その辺との関わり合いで、町としてどうこれからとり進めていくのか。この辺はどんな感じになりますか。
議 長 議 長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 もう少し大きい声をお願いします。 オミクロン株に関しては国のほうからの通知も来まして、町としては国の指示のとおり実施していく予定となっています。 具体的なものに関してはこれから保健福祉課のほうで計画を立てていきますので、計画ができ次第皆さんにお伝えできるかと思います。 あと、ワクチンの種類によっての副反応の出方なんですけれども、どうしても副反応はつらいので申し訳ないんですけれども、でも、コロナウイルスに感染するということを考えたときに、やはり感染して日常生活がちょっと制限されるということを考えると、ワクチンを打って、二、三日ちょっと療養してもらおうということのほうが、まだ、私たちとしては、予防という意味でそ

議長 中山議員	っちを取っていただきたいかなとは思いますが。 以上です。 1 番、中山議員 住民の心配する中で、インフルエンザとコロナのワクチンと一緒にやれるような状態になるのか。やはりその間隔を開けなければ駄目なのかというのを聞かれたんですけれども、我々はそういう専門家でないので分からないんで、その辺の、これから冬に向かっての、もうインフルエンザのワクチンがもう接種始まると思うんですけれどもその辺はどうですか。
議長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 私たちのほうも、ちょっとインフルエンザとコロナワクチンとの接種の方法については、まだ国のほうからもきちんとした通知とかも来ていませんので、ちょっとその兼ね合いを見ながら2つの予防接種をどのように接種していくかというのは、今後私たちのほうで検討したいと思っております。 以上です。
議長 高田議員	ほかに。 9 番、高田議員 申し訳ないです。関連の質問させてください。 今の内容でいくと、コロナワクチンの委託料626万円というのは、今後やっていくやつを想定したものですよね。そこに行くまで、それが何回目当たるのかということまで1つ確認したいのと、それから、今いろいろと細かい数字をパーセンテージで示していただいたんですが、これはある程度、私どもとしてはこれを整理しておきたいので、できることならば、後でもいいん

議長	で、これは資料として提出していただけると大変助かるなというふうに思います。 まず最初の質問だけお願いします。 それは、高田議員、接種状況についてのパーセンテージの資料を提出してほしいということですね。
高田議員	いいですか。 パーセンテージのみならず、今までやった、何歳から何歳までがどのくらいかというものの整理していると思うんですよ。その辺をある程度、例えば私たちが質問されたときに答えられるようなものが欲しいということですね。
議長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 資料については了解しました。でき次第報告したいと思います。 この626万2,000円はオミクロン株対応の接種者数ということで出している数字になります。 以上です。
議長 議長 保健福祉課長補佐	それ5回目ということかな。（そうですねの声あり）5回目。 そういうことも付け加えて、もう一度答弁をお願いします。（はい、了解しましたの声あり） 今お願いします。 5回目ということになります。
	その5回目という表現にはなるんですけれども、オミクロン株に関しては、初回接種をした人たちが全て対象になりますので、4回目の接種の人たちは3回目を接種した人たちしか4回目を打てないという、考え方的にはそういう、それぞれまた違うものですから、5回目という表現、

		1 回目の人たちは 2 回打っているんですよね。一番最初的时候は 2 回接種しているんです。それを 1 回目という表現をするんです。なので、だから、ただ何回目、何回目という表現ではちょっとできないところはあるんですけども、一般的には 5 回目という表現になってオミクロン株対応のワクチン接種ということになります。 以上です。
議	長	5 番、山田議員
山	田	議員
		今の質問に関連する部分ですが、私はまだ 4 回打っていないんですが、4 回打たないで 5 回目のこのオミクロン株のワクチンを打ってもよろしいんでしょうか。
議	長	保健福祉課長補佐
保健福祉課長補佐		オミクロン株に関しては 1 回目を打っている方全て対象になります。だから 3 回目打ってなくても 2 回目打ってなくても 1 回目さえ打っていれば、皆さんオミクロン株は打てます。 以上です。
議	長	ほかに、4 款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は 1 9 ページから 2 1 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、6 款農林水産業費について質疑ありませんか。2 2 ページと 2 3 ページです。
議	長	2 番、山崎議員
山	崎	議員
		2 2 ページの農業振興費、それと、その下の農業後継者育成事業費、これの内容、事業内容の説明をまず先に求めたいと思います。
議	長	農林課長

農 林 課 長	それでは、農業振興費及び農業後継育成事業費の部分であります。 まず、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金、これにつきましては、昨年度まで畑作構造転換事業として種芋の罹病率の低減に向けて取り組まれる場合に支援が受けられる事業が、名称が変わりましてこの名前になっております。これにつきましては、種馬鈴薯の緊急増産及び罹病率の低減、これに種子馬鈴薯耕作者組合さんのほうで取り組まれるということで今回予算を措置しているところであります。 これにつきましては、罹病率 0.1 パーセント未満に低減する取組としまして、抜取り回数 8 回以上、農薬散布 9 回以上のこの取組を行った場合に、緊急増産分として反当 2 万円、また、罹病率低減の取組として反当 8,000 円の交付が受けられるというものになっております。 もう一点、農業後継者育成事業費の中の農業次世代人材投資事業費補助金、これにつきましては、49 歳以下の新規就農者の方に、経営が安定するまでの 5 年間について国のほうで定額の支援を行うものとなっております。給付金額としましては、今回補正させていただいたものが 150 万円あります。半期に 75 万円ずつ交付すると 1 年間で 150 万円の交付が受けられる事業となっております。 これについては、今年の、今年春に新規就農されました、協力隊で活動されていた方 1 名、これについて今回補正をし、今後 9 月と 3 月に半分ずつ給付を行う予定で補正予算を組ませていただいております。
議 長 山 崎 議 員	2 番、山崎議員 主体的に、そしたらどういう、生産者はどういう取組をさせようとしていくのか。 例えば、事業内容の説明資料の中にありますように、種子馬鈴薯の緊急増産云々とあるんです

けれども、もうとっくに、生産者には来年度の作付希望を取りまとめ出しているんですよ。馬鈴薯の罹病率の低減、これは病気だと思いますけれども、これはちゃんとやはり検査に合格させるだけの努力みんなしているんですよ。というか、みんなクリアしているんですよ、この条件には。だけれども、対策として、来年の対策として、もう来年度はどういう、誰がどういう面積を作るかということもう決まってしまうんですよ、ある程度。それ、今こういう数字を出してどうのこうのと言っても、ちょっと、事業主体の耕作者組合は行動が遅いんですよ。それと同時に、種子馬鈴薯の緊急増産をさせても、やっぱり今一番の問題は価格が安定していないということなんですよ、種子馬鈴薯。だけれども、それだけにやはり種子ですから、安定的にやっぱり、高額なやっぱり保証をきちんとされれば一番安心して作れるんですが、その年によっては高くなったり安くなったりいろいろな動き方が激しいもんですから、どうも種子馬鈴薯の人方というのは生産意欲がちょっと弱いような気がするんですね。その辺はどのように、農協なりこの耕作者組合に指導・監督しようとしているのか、まずそれをお聞きいたします。

それと同時に、今、新規就農者、これは厚沢部農業の担い手づくりなんだけれども、1名150万円やっても、私は新規就農者の育成にならないと思うんですよ。今ね、ある程度厚沢部農業を頑張って生産拡大させている人方は年齢の低い人でないですよ。ある程度、70、80になっても頑張っている人方が多くいるということなんですよ。

ですから、私は、1名150万円で、協力隊に1名とか、これが新規就農者の育成事業としてはちょっとおこがましいですね、考え方としては。もうちょっと担い手対策を真剣になってやらないと大変ですよ。若手がいらないですから。そのへんのお考え、どういうふうにして捉えていますか。

議 長 農 林 課 長	農林課長 まず、緊急増産の部分につきましては、これは今回国のほうで補正対応となりまして今回事業申請するものであります。内容としましては、前年産からの増加面積、これに対して支援をするということでもありますので、町としましてはその事業の趣旨にのっとり、耕作者組合さんの作付実態に合せた交付を行うというふうになっております。 あと、罹病率の部分、これについては前年産の取組に対する支援として国が補正をしておるものであります。つきましては、昨年度の取組実績に基づきまして、事業に該当するものについて交付をするということでもあります。 これにつきましては、農協さんとどのようなお話をということなんですが、種子馬鈴薯の耕作者組合さんのほうで総意をもって申請をいただいたものだと思っておりますので、町としましては、これについては適切な交付に努めたいと考えております。 もう一点、新規就農者対策の１５０万円というお話でございます。 これにつきましては、国のほうで定額として１５０万円、６か月ごとに７５万円ずつ給付をするという制度でございます。これについては、１５０万円が足りるのか足りないのかという御指摘もあるかとは思いますが、国のほうでそういう新規就農者に対して定額的な支援を継続するという事業でもありますので、これについては町としても取り組んで、新規就農者の一部の助けになればというところで取り組んできた経緯にもございます。過去から、新規就農者の方はこの給付金、必ず、今まで交付をずっと受けられていたということでもございますので、額の多い少ないあろうかとは思いますが、国で定められた部分については支援を努めてまいるといふふうに考えております。
------------------------	---

議長 山崎議員	以上です。 2 番、山崎議員 いや、表面的な答弁は今の課長の答弁だろうと思うんだけど、私の求めているのは、確かに国が予算つけましたから、それに便乗して、こういうふうにして事業を進めます。そういうんでなくて、例えば、新規就農者であれば、町として、施策として新規就農者をどう育成しようかということを考えないのかということを知りたいんですよ。そうすれば、150万円ではなくて、やはり町としての予算づけしながらでも、これも300万円でも500万円でも1,000万円でもやりながら、でも、どうやってこれから担い手対策どうするか、新規就農者1人でなくて5人でも10人でもやろうかという、そういう施策出てくるんでしょう。だけれども、今、課長の言うんだったら、国が予算ついたからそれに便乗して、さあその予算を流していくんだというぐらいの答弁より聞こえてこないんですよ。だから、それと合せて、町としてはどのくらい、それに合せて施策として考えていくかということを知りたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 先ほどの新規就農者の町としての支援であります、町としましては担い手条例に基づいて、就農時に100万円の交付はしているところであります。また、経営安定するまでの5年間の農地だとかの取得のリース料、固定資産分相当分の支援も条例に基づいて定めまして支援に努めたところでございます。 あと、新規就農者対策、これについてどのように考えるかという御指摘でございますが、これにつきましては、3月にいろいろ御質問いただいた人・農地プラン、この中で、地域の方々と話し合った中で、新規就農者を受け入れていくのかだとか、役場だけでなくて地域の人方との総意

議 町	を 持 っ て 進 め て い く 必 要 が あ る と い う ふ う に お 答 え し た と 思 い ま す 。こ れ に つ い て は、こ れ か ら 冬 に か け て、町 と し ま し て は 集 落 に 入 っ て い く と い う ふ う に 計 画 も し て お り ま す の で、そ の 中 で 新 規 就 農 者 の 受 入 れ 対 策 に つ い て は、皆 さ ん の お 話 も 伺 い な が ら 決 め て い き た い と い う ふ う に 考 え て お り ま す 。 町長 お 願 い し ま す 。 山崎議員の、今、質問の中で課長が細かく説明をしたところでありま すけれども、大ざっぱに お話しします。 私は、この事業、今補正で出てくるということは、これ今現在の種芋農家さんの事業として結 果がオーケーよということでこういう補助金の申請が上がってきて、国の金をもらってあげ ると、こういう、これはあくまでも1年間の種芋農家の御苦労に対する国の、10アール当たり2 万円のこれを補助金として交付しますよと。これは種芋農家の御苦労さんです、はっきり言う と。今年のね。来年分ではないんです。今年の分。 それから、新規就農については、御承知のように、もう新規就農に入ったときはもう町の単 独の100万円をくれているわけですから。そして、この150万円は年に2回に分けて1年に2 回、75万円、75万円と交付しているわけ。つなぎでやっているわけですから。これが5年 間、そういう75万円をつないで農家を進め支えているわけです。 だから、これ、今回の補正につきましては、少なからず今の厚沢部町へ入ってきた新規就農 も、それから種芋農家も、御苦労さんというものの補助金であるというふうに、ただそれには いろいろルールの的には守ってもらうものはありますよ。守ってもらったとおりやると、こ ういうふうに、種芋農家にしてもプラスアルファで入る管理費になるわけですから、大変、私どもはあり
----------------	--

議 員 浜 塚 議 員	がたい制度だと思っています。名前は今こういうふうに変わりましたが、今度来年はどういうものになるか分かりませんが、いずれにしても、うちの種芋農家には、少なくともこういう補助金は受けられる対象者であるというふうに思っていますから、これからも国の助けをもらうというつもりでおります。これが私の狙っているところであります。 8 番、浜塚議員 今の農業振興費の種芋の件でございます。 まず、現在の耕作者、種芋の耕作者何戸なのか。それと、1 戸の作付上限面積あると思うんですが幾らとなっておりますでしょうか。
議 長 農 林 課 長	農林課長 今作付戸数ですが、交付対象者 5 1 戸となっております。 作付制限の面積上限であります、たしか 5 ヘクタールと記憶しているんですけども、ちょっともしかしたら間違いがあるかもしれませんので、後ほど御報告したいと思います。
議 員 浜 塚 議 員	8 番、浜塚議員 たしか前は、私記憶では 3 町 5 反、変わったかも分かりませんがそう思っていました。種芋の栽培面積、契約栽培面積増えたということで非常に喜ばしいかなと思っていました。 原種で 1 7 6 アール、採種で 1 , 8 0 5 アール、1 , 9 8 1 アール、合計になりますけれども。これ、まず品種は何なのか。それと、これ何名に配分になっているのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。
議 長 浜 塚 議 員	浜塚議員、品種と何と言ったんですか。 品種は 1 , 9 8 1 、原種、採種それぞれありますけれども増えた品種は何なのか。それと、そ

議 長 浜 塚 議 員	れを何名に配付したか。 それぞれの品種をですか。 はい。原種は 1 7 6 アールありますよね。この増えた品種、面積。品種ごとの面積、 1 7 6 アール、それから 1 , 8 0 5 アールの品種、面積。
議 長 議 長 農 林 課 長	品種と品種ごとの面積ということですね。 農林課長 品種ですが、メイクイン、北海こがね、男爵、あと、加工用のチップス 5 品種だったかと思えます。ただ、その作付の内訳は先ほど御指摘いただいたんですけれども後ほど、私どものほうでちょっと作付確認はしておりませんので、資料を収集しまして御提示したいと思っております。 以上です。
議 長 浜 塚 議 員	8 番、浜塚議員 課長と町長の説明がありましたけれども、名称が変更になったということで、来年の分についての話を、本当のことを一番聞きたかったんです。来年もあるのかないのかなという、この補助というのは。その部分はどういう見通しでございましょうか。
議 長 農 林 課 長	農林課長 これにつきましては、この事業毎年度、補正事業として国で措置されているところであります。ついては、当初予算で国でも予算づけをしていないという事業でございます。というのも、緊急増産というような名目で支給をされるものでありますので、今年度の種芋の生産状況、全国的なものを把握した上で、国が必要となれば補正予算を組むであろうというふうには考えておりますので、現状で続くかどうかというのはちょっと申し上げられません。

議 長 議 長 議 長 議 長 浜 塚 議 員	以上です。 ほかに、6 款農林水産業費について質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは次に移ります。 7 款商工費について質疑ありませんか。ページ数は24 ページです。 8 番、浜塚議員 24 ページ、8 目でございます。
議 長 政 策 推 進 課 長	実は私、バイクと自転車の駐輪場なんですけど、今の新しい建物とトイレの間にあります。ずっと奥まっておりますし、駐車できる台数、バイク4 台でしたよね、自転車が16 台だったと思います。それも看板はトイレ側向いているんですよ。道路側でなくね。この辺、最初からそういうようなことは分かると思うんですが、なぜこのようなことになったんでしょうね。 政策推進課長 バイクと自転車の駐輪場の看板のお話ということなんですけれども、見づらいということかなと思うんですけれども、実際駐車場に入って、どっちのほうに向かうとその駐輪場に入っていけるのか。確かに見づらいのかもしれませんが、その看板に沿って行っていただくとそこにたどり着くということになっておりますので、状況を見ながら、今後、分かりづらいという方が多くいらっしゃるのであれば何らかの対策を講じていきたいと思います。
議 長 浜 塚 議 員	8 番、浜塚議員 私、あそこ何回も行っていました。今回、先日開業してから。 そしたら、あそこにバイクと自転車が止まったの見たことないんですよ。確かに案内板はあると思いますが、あるかどうか私分かりませんが、もっと看板は、やはり道路のほうに向けるべ

議 長 政 策 推 進 課 長	きだと思うんですがどんなもんなんでしょうね。あの看板、こう向けるだけでそんなにお金かかることではないと思うんですか。そのほうが利用者は利用しやすいと思うんですが。こういう声があったらというふうなそんな悠長なこと言わないで早めにやったほうが、私は、利用者に対してはいいのかなというふうに思います。 政策推進課長 今のお話は看板の向きをぐっと変えればいいのかというお話かと思いますので、すぐ対応できることであれば実施していきたいと思います。
議 長 議 員 中 山 議 員	ほかに、7款商工費について質疑ありませんか。 1番、中山議員 24ページの道の駅の裏の駐車場の整備と。大変これ、職員の方々の強い希望で今回こういうふうに整備されるということは非常にいいことだと思います。 ただ、最近、町長も気づいていたと思いますけれども、売場が大変混雑して売りたいくても売れないと。この議員の中にもいるんですけれども、断られたと。出したいんだけど断られたという方が町内に五、六人いるというようなことを言われて、なぜそういうことになったんだと言ったら、売場がないということで却下されたということなので、何とかその売場、今、道の駅新しくなりましたんで観光客もすごく来ているというような話し聞いています。 そういう中で、この売場の確保、拡大、これ何とかならないのか、それらについて、この機会ですので一緒にやれないものかというふうに思いますので、その辺のもし考えがありましたらお知らせ願いたいと思います。 議 長 町 長

町	長 今、中山議員言われたの旧センターのほうだと思います。 確かに今情報を聞いてみますと、旧センターのほうもとてつもない増え方だそうです。これ、両方相まって、それこそお客が両方に行くんだろうと思いますけれども大変な混み方、そして売上げもかなりの伸びをしているとこういうふうなことであります。大変ありがたい話なんです、ただ、今、旧センターについては、もともとは事務所のほうも売場だったわけでありましてけれども、事務所ということであそこを囲ってしまったとこういうその経緯があります。 いずれにしても、事務所ばかりではなくてあの全体が、今の状況を見るとかなり狭いなどこう思います。 真ん中の通路、店の中の販売台を挟んで両側から買い取る。お客さんは同じ回りをしなければ支払いのところに行けないとこういうふうな状況にある。できれば本当は二通りあれば、これはなんとかその動き方も変わってくるなと思って見ていました。それをやるようになりますと、今の支払いの場所のあれ取っ払って全部店舗にしてしまうというふうなやり方すると二通りの流れが取れると。そして、結構スペース的にも広くなるとこうは思っていました。 いずれにしても、この、今、最中、売れている最中ですから、今、年度替わりまで見て、やはり伸びに合せた整備をせんきやならんかなというふうに思っていますので、その状況までもう少し観察をしながら、そして、できるものであれば、本当のこと言うと、今、議長いるんであんまり言いたくねえんですけれども、林産組合も出てもらって店を広げたいなとは思っているんですがね。 そういうふうな中で、いろいろスペース的に検討してみます。できれば、今のあの中のスペースを何ほかでも広げたいなとこういうふうに思っていますんで、一応年度末までその辺を見てか
---	--

議長 中山議員	かりたい、こういうふうに思っています。 1 番、中山議員 大変、年度末まで待ってくれというようなことでございますけれども、町内の人が出せないというのは、これ非常に残念なことで、ようやく町内の人方が道の駅に出そうと、そういう意識が高まってきているというのは非常にいいことだと思います。
議長	そういう中で、私、今日、高田議員いますので、その辺の状況下、議長、何かいい方策ないものかどうか。参考意見として高田議員にお聞きしたいなというふうに思っていますので、もしよければ、議長の許可で高田議員にそのいい方策を出していただきたいというふうに思います。
議長 高田議員	中山議員よりそういうふうな提言がありましたので、高田議員、発言のほどお願いいたします。 9 番、高田議員 今、中山議員が、町長が言ったとおりです。
	売上げだけの話をすると、毎年、実はお盆が年間で最高の売上げをする時期です。その段階ではもう本当に人が混んで混んでどうしようもないという状況だったのが、今回 20 日にお隣がオープンしました。そのせいもあって、20 日というよりも 13 日以降で、なおかつ 20 日以降、今までにないぐらい人が入って、農家さんはとんでもないだけの売上げがあって、1 日に 2 回も 3 回も物持ってこなければならないというような状態になっています。 ある農家さんに心配されました。隣のお店がいっぱいアイスクリームとかあるから、高田さんのところゆるくないんでねえべかという話をされましたが、実は私のところも相乗効果でそれなりの数が来ているという状態ですので、できることならば、今の売場のところがちょうど、もし

議長 山崎議員	も下げることができれば後ろに1軒ぐらいはできないことはない。ただ、建設課長がいわく、耐震性の問題があって、なかなか、2階があるから広げられないという話をしていたので、その辺の方策を何とかできるものであれば、できるだけ早急にやって、地元の人たちがもっとたくさん売れるようになるのがいいなというふうには思います。そんな辺でよろしいでしょうか。 2番、山崎議員 重点道の駅の関連質問であります。 私も、20日オープンされましたけれども、それ以前は議会で反対討論ばかりしていました。申し訳ない。だけれども、今の姿見ると、私も勉強不足で反省しています。 2回も3回も行ってきました。町長と同じくサツマイモのアイスクリーム食べてきました。だけれども、やはり、どちらかといえば心配したのは、どっちが行くとどっちが落ちて下がっていくんだり低くなるんでは困るなと思ったんだけど、本当に相乗効果といいましょうか両方ともいいんですよ。そして、今の新しい道の駅が、町外の人が割と気安く寄ってくれるんですよ。そうすると、あそこの画面見ながらもラーメン食べながらも、パン食べながらもやりながら、帰り、隣まで寄っていつてくれるんですよ。そこに相乗効果があるから物すごいやほりにぎやかになっている。 それと、今の道の駅は2回も3回も行っていろいろお話もしましたけれども、代表の方とも話しましたが、やはりスタッフも気楽に話に乗ってくれるし本当にいい雰囲気だと思います。 ただ一時的なことであれば困るんで、かなりオープン当時は、かなり売上げが伸びて、大概、もうお昼になるとパンがほとんど売り切れてしまったというそういう話も聞かされました。そんなことでスタッフも頑張っているようであります。今後ともぜひ、役場の職員方が率先して、や
--------------------	---

議 町	はり顔出してほしいと思いますし、うちの孫も、ラーメン食べてきたらおいしかったよとそんな話ししていましたので、ぜひ我々の力で、あの新道の駅も育てていきたいと、そんな気持ちで、一番やはり、中山さんが言いましたように、欠点はやはり駐車場が狭いことですよ。あの道の駅というのは、どっちかって言えば駐車場が命みたいなものですから、場合によっては隣のふれあいセンターも囲い取ってもらって、あそこをずっとオープンにしたらどうですか、町長。そんな考えも何かちょっと見えてきたんですが。 そんなことで、いろいろな形で付き合いしながら、両方とも繁盛していただいて、それが、将来的に厚沢部の町の活性化につながるんだろうと私は信じていますので、そんなことでいろんな御指導をできればというふうに思っております。 町長 今、完成して間もないこの道の駅、駐車場が狭いというふうな苦情、確かにそういう苦情を受けております。 また、なお、残念ながら、今、山崎議員が言われるように、繁盛し過ぎで物が、午後の1時、2時に物がなくなってしまって閉めざるを得ないというふうなそんなこともあるんだそうです。それで、もう既に町のほうには苦情が入っています。せっかく入っても売る物がないという、そういうふうな苦情も何件か入ってしまして、苦情何ぼだあれ（4件の声あり）4件か。そんな苦情も来ていますが、いずれにしても、今店舗のほうには、そういうことで伝えてあります。なるべく、物が、売切れということのないようにするけれども、これもまた面倒な話で、残せばその日は終わりのものですから、やはり売り切れるくらいが商売上手にやって行けるんだろうと思います。そんな苦情もありました。
----------------	--

議 議 高 田 議 員 議 長	それから、今日、駐車場が狭い、そのとおり狭いんですけれども、いきなりもう今日は大型トラックがうちの、何だあれ壊したの（標識の声あり）標識なんか、でかいコンクリートの基礎ある標識をもうぶっ倒して逃げていった車があって、これもう警察にナンバーも全部控えて警察へ出しましたので、恐らく明日、明後日あたりに新聞さ大きく出るだろうと。 そんなふうな事故も発生していきまして、何とか、今できたばかりの施設ですから有効に、そして皆さん方に利便性のある使い方をしてもらいたいと思うんですけれども、いきなりそういうふうな状況も出てきましたので、職員の車については、どうしようもないからもう裏へ持っていけと。裏は舗装までしない。転圧、砂利の転圧をして、職員は皆そこへ置けと。こういうことで今計画を進めていますので、高さもちょっとないものですから舗装しても水が出て行かないという可能性あるんで、そういうことも含めて、当面の間は砂利で、駐車場で職員は置きなさいということで、今、今回この整備が出ております。 そういうことからして、皆さん方に愛される道の駅であってほしいというふうに願いながらも、山崎議員みたくに、役場の職員もぜひ応援に、買物に行けるように徐々に進めていきたいと思っておりますので、これからもよろしく御愛顧のほどをお願い申し上げます。 ほかに、7款商工費について質疑ありませんか。 9番、高田議員 24ページ、同じ道の駅なんですけれども、駐車場ではなくてその下の防犯カメラの設置に関してなんですけれども、どこにどのくらいどういう感じでつけるのかというのを説明してください。 政策推進課長
---	--

政 策 推 進 課 長	防犯カメラですけれども、まず、２４時間トイレのほうに、室内に２か所、外に、入り口のほうに１か所、それと、商業施設のほうですけれども、屋内、室内のほうに５か所、これは入り口付近に２か所とトイレ、奥まったところにトイレがありますんでそちらのほう、物品庫といひますか保管庫、貯蔵庫が奥にありますんでそこに１か所設置すると。それと、死角になる裏側の入り口、風除室ついているあの裏側のもう一個ある入り口のほうに、こちらのほうに２か所、柱で死角になりますのでここは２か所つけたいと。現在そのような想定で、室内５か所、あと外に入り口２か所。なので、２４時間トイレ３か所、商業施設７か所の１０か所で今のところ検討しておりますが、防犯上、警察などの助言ももらいながら、あと、指定管理者とも相談しながら設置場所を詰めていきたいと。あと、カメラの台数も、最終的にそこで精査していきたいと考えております。
議 長 議 長 山 田 議 員	ほかに、７款商工費について質疑ありませんか。 ５番、山田議員 道の駅の件で同じ質問ですけれども、バイクの駐輪場ですけれども、１つ言われていたのが、余りにも狭過ぎて１台、２台しか止められないと。そして、安田課長にも、多分一緒に行って見たんですけれども、バイクがもう余ってしまって、グリーンの方の下の方のバスの方に止めているバイクもあるもんですからそれを見たこともありまして、今後の検討としては、その駐輪場はどう検討していくかというのが１つ聞きたいところなんです。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 先ほども、浜塚議員からも位置に、表示について指摘があって、まずその表示のほうを改善していくということと、あとは、そのバイクが余り置けなくて別なところに置いているという状

議長	況、ちょっと把握していかなかったので、そのような状況、今後もそういった利用状況を見ながら、どのように改善できるか検討していきたいと思います。
高田議員	9番、高田議員 ちょっと、後でどうせ、我が総務の調査の結果があるんでそこでも出るんですけども、実はバイクの大体来る台数は20台から、多いときで40台くらいありますので、本当に今の駐車場の範囲では全然もう狭くて、残念ながら二輪の駐輪場にはバイクはほとんど行きません。単独で来たライダーさんが、たまたま見つけてそこに行くという程度ですね。
	今、そのいっぱい台数で来たときどこに止めるかという、さっき話しありましたその手前の、グリーンの手前の大型駐車場、あそこに止めるぐらいでちょうどいいんですよ。そのくらいの台数来るんです。
	だから、そのくらいの場所の確保ということが必要なんで、考え方としてはグリーンを取っ払ってあそこをバイク用にするかというのも1つの考え方かなという気はします。
	実際ライダーさんは、まず、1人、2人というのは少なくってツーリングをするということが多いので、結構そういう場所が必要だということを検討したほうがよろしいかというふうに思いますのでぜひお願いします。
政策推進課長	政策推進課長 ツーリングで20台から40台来る、そういった場合でしたね。所管事務調査の際にもそういった芝生、一部芝生になっている部分も活用できないかというお話がありましたので、今後検討していきたいと思います。
議長	4番、松村議員

松 村 議 員	皆さんの駐車場とか道の駅の質問は大変あるんですけども、よくあそこを歩くんですけども、出入口が、どうしても皆さんの今の古いほうの駐車場の入り口から入っていくんですよ。手前の大きい駐車場は入りづらいとか分かりづらいんですよ。 前に上戸議員も言ったように、元の椰子乃木の出入口、あれを、壊えてしまったんですけども、やはりあれも開建のほうの関係上どうなるか分からんけれども、やはり広くして、大型バスはこっちから入るように、できればそのほうが、すごい混雑しているんだよ出入口が。いつもあそこ歩くんですけども。それがやはり事故のもとだろうし、やはりあそこを考えたほうが、町長いいんじゃないかと思うんですけどもどうでしょうか。
議 長 町 長	町長 実は椰子乃木、住民が出入りする道路ということで、あそこは町道1本、最小限の町道を通してあるわけです。あの駐車場、トイレ、ああいう事業を進めるのに国の補助金8割何がしをもらうのにあの町道を1本通しているわけです。そういう条件で。 ところが、今言われるみたいに、いざやってみたらオートバイがやたらに入ってくると。先々週の日曜日が、札幌観光のバスが2台入ってきたと。そしたら、やはりトイレの前さどんと横づけしちゃうと。こういうふうなので、約五十何人のバスが2台入ってきたら、もう一挙に、あそこはトイレも店も満杯になってしまうとこういうふうなことで、それはまああるだろうけれども、しょっちゅうじゃないだろうとこう言いながら私も聞いておったんですけども、今こういう動きになると、どうしてもバスがどんどん入るようになるとこれは今のままの駐車場では動き取れなくなるなというふうな気はしています。 したがって、今指摘されているように、オートバイのメンバーが20台、40台入ってくるよ

	うになるとあの中へ持って行っても無理だなと。あの建物のトイレの裏を通って駐輪場へ行くわけですから無理だなと。できるものならば、前の椰子乃木さんでやっておったあのはちの館のあの前、かなりのスペースまだ空いているんで、あの辺を駐輪場の整備でもしてやりながら、椰子乃木さんをお願いをしてみようかなという、そういう思いでございましたけれども。 いずれにしても、今のままでは狭くてどうにもならんということになるでしょうから、その辺も今後の課題として、地主さんのほうと相談をしてみます。できれば、あそこに駐輪場ができれば、入ってすぐオートバイ止められるというふうなことになるわけですから、そんなことも含めて、あの道の駅の前の駐車場についてはこれからも検討させていただくという思いであります。
議 長 浜 塚 議 員	8 番、浜塚議員 私、ある人から聞いた話でございますが、映像空間ですか、映像空間ありますよね。あそこに私ども行ったときには椅子を用意してくれました。その人は、たまたま、あれなんだろうなと思って入ったら、ちょうど戊辰戦争のあれを映し出したんだという。だけれども、時間もたつし、もう途中でつらくて、立って見ていたもんですからつらくて途中で出てしまったというそういうふうなことを聞いたんですよ。 あと、その後も滝が流れる部分があって、それには子供たちがすごく喜んで、反応っていうんですか、遊んだというんですか、そういうのがあったんですが、あその中に椅子、数の制限はあるかと思いますが、椅子を常時置くということとはできないもんなんでしょうかね。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 映像空間のお話ということでありますけれども、確かに30分程度、長いものだと30分程度見ることになると思うんですけれども、その場合やはり椅子が欲しいなという気持ちは分かりま

		す。なので、ちょっと指定管理者のほうとも相談しながら、簡易なものが置けないかどうか検討していきたいと。ただ、インタラクティブ映像、あれが人の動きに反応して動くということで、余り椅子を置いてしまうと反応が悪くなってしまうということもありますので、その辺も注意しながら協議していきたいと思います。
議	長	7 款商工費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に 8 款土木費について質疑ありませんか。ページ数は 2 5 ページです。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、9 款消防費について質疑ありませんか。ページ数は 2 6 ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、1 0 款教育費について質疑ありませんか。ページ数は 2 7 ページです。（ありませんの声あり）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（なしの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号令和 4 年度厚沢部町一般会計補正予算は原案どおり可決されました。
議	長	日程第 7 議案第 2 号令和 4 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第 2 号の令和 4 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。4 ページから 8 ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号令和 4 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中でありますが 1 5 時 3 5 分まで休憩します。（1 5 : 1 8）
議	長	休憩前に引き続き、議事を続行します。（1 5 : 3 5）
議	長	日程第 8 議案第 3 号令和 4 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		議案第 3 号の令和 4 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから6ページまでです。
議	長	9番、高田議員
高	田	歳入歳出全て聞きたいんですけども、とりあえず歳出の赤沼町の地内水道管移設工事実施設計委託料、それから、次のページの簡易水道事業再評価検討書作成業務委託料、それぞれ委託なんですけれども、どこをどのようにするための委託なのかなということの説明をお聞きしたいと思います。
議	長	高田議員、3回しか質問できませんけれども歳出だけでいいです、今のでもいいですか。（はいの声あり）
議	長	建設水道課長
建	設	まず、歳出の維持管理費の5ページ、赤沼町地内水道管移設工事実施設計委託料は、赤沼の赤沼滝野線と道道の乙部厚沢部線の交差点、松村議員の家の前の交差点ですね、あそこから、本来であれば今回かさ上げた町界といいますか小黒部との町界、江差町との町界ですね、あそこまでの歩道の拡幅だったんですけども、ちょっと一部奥のほうでちょっと反対者といいますかちょっとおりましてそこまではできないと。なので、その手前で止めるんですけども、一応そこまで、今移転補償費の算定とか現地調査をしております。そこまで、今1メートルぐらいしかない歩道を2.5メートルに拡幅するんですけども、片側だけ、こっちから行って、江差側に向かって右側だけですね、右側だけの歩道の拡幅の事業です。反対側は、川側のほうは一切手つけません。
		それで、全部、1.5メートルくらい民地のほうに拡幅になるんですけども、ほとんど建物

とかにかからないで、塀だとかそういうもののなんですけれども、一部、松村議員からちょっと行ったところ辺はがくっと上がっていたりするところがあるので、ああいうところは擁壁を造らなければならないと。それで、なんでそういうところの設計だとかをやっていて、うちのほうのそこに水道管入っているんですけれども、それも移設をしなければならないということでその実施、移転補償料は北海道のほうからもらえるんで、今実施設計、今年やっておいて、来年度補償費幾らもらえるかというをすぐ積算して、工事自体は、予算がうまくいくと来年の後半からなんですけれども、多分工事自体は、その擁壁とかを先にやらなくてはならないんで、令和5年は、来年度は移転補償とそういう細い工事やって、実際拡幅は再来年度、令和6年度からの拡幅工事になる予定です。

事業のほうは、赤沼のふれあいセンターとかで説明会とか開いて、個々に、こういうかかるということで移転補償のほうは、個々に今積算して来年交渉に入る予定です。

それから、6ページの簡易水道事業再評価検討書作成業務委託なんですけれども、これについては今やっている事業を、平成29年から、一応令和5年までで20億円で、今、今年は鶉町ですか、字鶉ですか、字鶉の今工事、江口工業さんでやっている工事と、それから旭丘のほうが、今、高橋建設さんのほうでやる工事というような工事があるんですけれども、あれが、今、事業が令和5年度までなんですけれども、実際これが、今、最初のほうのなかなか進まないところとかそういうのも、後はこの事業費の高騰で事業がちょっと進んでいかないところもありまして、今、令和5年で終わる予定が令和8年までかかる予定しています。その、そうすると簡易水道のほうの厚生労働省のほうに出す書類で、その事業評価をしてもらって、補助金が適正なのか、給水人口に関してやる事業費というのが適正なのかというものを再検討して、今年作って来年度

		また厚生労働省のほうに出してオーケーをもらって、令和6年からまた事業をやるというよう な、それも検討、再評価検討書作成の委託業務であります。
議	長	歳入は全部一般会計からの繰入りで、今、今回やっております。
議	長	ほかに、歳入歳出全般について質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あ り）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第3号令和4年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正 予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第9 議案第4号令和4年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題としま す。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第4号の令和4年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につい て御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページ及び5ページです。質疑ありま せんか。（発言する声なし）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第４号 令和４年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１０ 議案第５号職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	副町長
副	町 長	議案第５号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	り)
		異議なしと認めます。したがって、議案第５号職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１１ 議案第６号固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第６号の固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第６号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案どおり、厚沢部町鶉町８１１番地、山内敏明氏、昭和２６年１１月６日生まれ、７０歳を固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、議案第６号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１２ 議案第７号教育委員会委員の任命について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	町長
町	長	教育委員の任命について御説明申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。
議	長	質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第7号教育委員会委員の任命については原案のとおり、厚沢部町赤沼町105番地3、道島康明氏、昭和51年11月29生まれ、45歳を教育委員会委員として任命することに賛成の方の起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、議案第7号教育委員会委員の任命について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第13 諮問第1号国営相和地区農地開発事業受益者負担金の滞納処分に関する審査請求につき意見を求めることについて議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	副町長
副町	長	諮問第1号の国営相和地区農地開発事業受益者負担金の滞納処分に関する審査請求につき意見を求めることについて説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議 議 議 議 山 崎 議 員	長 長 長 長 員 説明が終わりました。 質疑に入ります。 質疑ありませんか。 2 番、山崎議員 まず、私の結論を先に申し上げますが、本件処分の取消しを求める本審査請求に対しては、私は同意できません。棄却いたします。 まず1つは、大変残念であります、行政がこういうふうに審査請求を受けるというそういう事態を発生させたということに対しては、大変重大なことだろうというふうに思っております。 1つには、この、中身見ますと、どういう理由でこのように審査請求を受けなければならない理由どこにあるのかなと思ったりもしております。なぜならば、相和地区のこの事業の負担金の徴収条例というのは、平成9年制定をしまして、受益者の皆さんと協議の上で15年間の償還期限を設けました。それが、本件の審査請求出した方がその約束を守っていないんですよ。4, 600万円、当初は4, 800万円でありますけれども、それから幾らも支払っていないくて、どんと残額残っているんです。それを町としては請求をしているわけですから、それに対して異論があるというのは、私は、理屈的にはどうしても理解できません。 ただ、そこに、我々議会もそうでありますし執行者にも責任があると思います。なぜならば、この受益者の方ですが、平成11年にお亡くなりになったんですよね。そのときにどういう対応をしたかということです。今一番この問題になっているこの方は相続された子供さんがあったわけですよね。ですからそのときにどういう対応を、係の人方、それから執行者の方がどういう対応をしたのかと。その努力が足りなかった。その結果がこういうふうになったのかなと思った
--	--

議 副 町 長	りもしております。 ですから私は、ある意味では情報が十二分に承知をしております。できれば、時間かかるとはありますが、今まで一連の、特にこの方、今こう出てきましたけれども、この方との、今まで一連の折衝の経緯を、それからこの方の言い分を、もし紹介できればお知らせ願いたいと思います。 副町長 今、山崎議員のほうからのお話がありました。 この意見を諮問するということは、向こうから訴えてきたこの内容を、ここで、議会で否定されるというかこれを認めないということであれば、向こうの言い分を認めるという形になってしまうというふうになると思います。 その、平成１１年に、今のこの方のお父さんが亡くなられてから町としての対応が不十分だったんだということは、これは、この結果から見て間違いないというふうに、今思えばそういうことだというふうに思います。 ただ、町としては当時、この方が相続を受けて大野のほうの土地だけ、のほうの財産だけ相続していると。こっちの相和のほうの負担分と、それから相和の負担金、それから土地、そういうものは相続していないということが、町としてはそのときにはもう、向こうが相続しているから全て相続しているものだとすることで進んで来てしまったという経緯があったんだろうな。当時の担当はそういうふうに進んできたのではないかなというふうに思っています。 ただ、いろいろ精査して弁護士、先日も説明いたしましたけれども、今３人の弁護士に意見を聞くと、やはりもう時効になっている部分がありますよと。ですから、幾ら、その全額を町が請
----------------	--

議 議 山 崎 議 員	求しても、恐らくこれは取れないでしょうということになると思います。 今これで、もしこのままの意見を承認していただければ、これで相手方にこの結果をお知らせします。相手側が不服だということになると、これは裁判になるのかなというふうに思っております。 以上であります。 ほかに質疑ありませんか。 2 番、山崎議員 今、私は、多くは執行者に責任あると思いますよ、この問題。4, 600 万円から、今不納額で出るわけでしょう。不納欠損したり、今もし副町長が言ったみたいなことであればね。何で時効なんかになるんですか。 だってさ4, 800 万円だよ、この事業費。それを、いろいろな国なり道なりいろいろなその制度の中で町が、本来なら個々が支払っていかねばならない個人の責任でしょうこれは。それは、国は道、道は町村という形で一括して償還をしたわけだから、だから、いろいろな個々の受益者の事情を承知しながらでも、厚沢部町は全額道に支払ったわけでしょう。 そして、3 年間据え置いて15 年間という長期に渡ってのそういう償還計画を合意の下で立てて、そしたら、私は受益者も十分理解したと思うし、ただこれ見ると、1 万円とか2 万円だよ、1 年間に、この方が支払っているのは。ほとんど支払う意思が初めからないというのは私は見えていますよ。そういうのに、何で係の人が黙っているんですか。何で時効ですか。 私は、町長悪いんだけども執行者の責任が大きいと思いますよ。皆さん大きいですよ、すごい。もしこれ不納額、不納欠損するという事態になるでしょう、そういうふうに。重大な事案に
----------------------------	---

議 町	長 長 なりますよ。どうですか、それ、考え。 町長 今、山崎議員に反対というふうな意思表示があったわけでありましてけれども、この諮問については、追加で町が差し押さえた部分が、本人のほうでこれは、ここで理由求めるように差し押さえの処分を取り消せという方なんです。 しかし、当町で差し押さえた物件については、この差し押さえた部分には超過差し押さえではないということをこの審理員、要するにこの弁護士さんに判定をしてもらって、厚沢部町の差し押さえたものは超過でないという、これがこの今回の判断だと。その超過でないんですから、うちはあくまでも差し押さえはそのままこの共済金の金も全部差し押さえ継続しますよと、こういうものの、今判断をする案件なんです。それには議会の議決が、この諮問が必要だということなんです。 ですから、うちのほうは、またたくさんあるとかないではなく、追加でもって差し押さえた部分は違法ではないんだということの主張がこの案件なんです。 ですから、これが当町のほうでもやったこの弁護士は、超過にはならないとこういう判断をして、私どもはこれを相手のほうに返すというこの段取りなんです、要するに。そして、それが今、彼らに返したら、彼らは超過しているから差し押え解けという主張ですけれども、これは差し押え超過ではありませんよと。ただ、今言われるように、全体のことを考えると、これ、差し押えを厚沢部町ではしているけれども、その中に取りえないものが、前から言っているけれども、法的に向こうは根抵当ついたり何だりしているものも差し押えは、うちはしても取れない。根抵当権者のほうが優先ですから。
----------------	---

議 議 山 崎 議 員	だから、そういうものがあるんで、なかなか大野の土地についてはこちらが手を出せなかった とういうふうな経緯の中で、今提案しているの、この諮問、要するに超過していないというこ との弁護士の意見をつけて、私どもは超過しておりませんと相手に伝える議案ですから。だか ら、まだ滞納あるとかまだ取れていない。これは確かにそのとおりです。今この問題について は、うちの差押さえは無効ではないという、有効ですという相手に投げかける諮問なんです。そ の辺を理解していただきたいと。 ほかに質疑はありませんか。 2 番、山崎議員 私は、今、町長おっしゃるとおりなんです。
議 長	だから、この方がおっしゃっていることは駄目ですよという意味なんですね。だから農林課が 今主張していることを私支持しますので、そういうふうにやればよいということですよ。だけれ ども、そんな結果でも、やはり相続されているし、それから、中には時効になっている部分もあ るだろうし、そうやってそれを積算していくとやはり4, 600万円から超える部分がやっぱ し、その不納額いうふうな形になるのかなと思ったりもしています。 それは、この問題についてはまたいろいろな角度でまた協議しなければならない。だけれど も、私は今、この方の息子さんが起こしているこの訴えに対して私は同意できないという意味な んですよ。ただそれは農林課と同じ、町長方と同じ考えだということを正式に、議員の1人とし て発言しておきます。 山崎議員、今の副町長、町長の説明は、この町側の提案に同意できないということは相手側の 意向を認めると、（違う違うの声あり）承認をするということになるんです。ただ、それで、こ

議 長	の町側の提案を、今話を聞いていれば、山崎議員も町長、副町長の考えと同じだというふうな発言をしましたので、そういう考えであれば、この諮問 1 号については同意をするというふうなことになるんです。 同意をできないということになれば、この方、またはその代理人の弁護士の言うことを認めるということになります。そこら辺はもう一度考えてください。質問はもう 3 回終わっていますのでもう山崎議員は質問の権利はありません。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
議 長	6 番、香川議員
香 川 議 員	先ほどの説明を伺って、私は今回の審査請求に関しては棄却すべき。要は、役場の意向には賛成はいたします。ただ、ちょっとこの意見書を今回読ませていただいて、ちょっと気になる点が多々あります。 例えば、平成 1 1 年にもともとの受益者が亡くなられて。 何ページですか香川議員。 意見書の 3 ページです。 はい、どうぞ。 もともとの受益者が死亡されたと。そして、その相続人としてその方の妻、そして 5 人の子供がおられると。そして町側としては、この長男である、今回の審査請求人にのみ請求を出していたと。実際は、相続する方、この妻と、あと残りの 4 名の兄弟に本当はしなければならなかったと。その部分でもう、妻・子が相続権があると。そして、残りの 5 人の兄弟で 1 0 分 1 ずつを分け合って請求していくと。

議 町 長 長	その観点からいくと、１０分の１がもうその時点でもう時効になっている次第であります。果たしてそれが、当時の徴収に当たっていた担当者が知らなかったのか、それとも、そこまで法的なものを理解していなかったのか。ただ、知らなかった、理解していなかっただけで、果たして済まされる問題なのか。それがもう１０分の９以上時効であるということは、もう４，０００万円以上の金額がもう時効になってしまっていると。そういうことを裏づけする資料であると思っています。 その観点から、町側として何ら責任を負わないのか。町側としてはこの時効に対してどう責任を感じているのかお伺いしたいと思います。 町長 今、議案のほうとちょっと離れた話になっておりますから、経緯として、この国営の負担金につきましては、町が債務負担行為を起こして、当時はこの事業に取り組んでおります。ですから、債務負担行為ということは永久に町がこの負担を受益者から取りますよ、そういう考え方の下でこの事業を進めてきたとこういうものであります。 そんな中で、たまたまこの事業に参加した受益者の方、親の方がこの事業を進めている中で、そして負担の時期になって亡くなられたとこういうことであります。 そういう経緯の中で受益者の方は、恐らく納めるという意思もあっただろうし、そういうふうな協議を何度か当時しているわけですから、そういう中で強制処分をしないで、そして納められるときに納めなさいというふうな指示で今まで過去はずっと来たと。そのときには、１つの例としては、今、書類は私持ってきていませんけれども、議会の特別委員会のほうで、強制処分をしないようにという、当時の町長に要請もあつたとこういうことで、前回その説明は議会協議会の
-------------------------------	---

中で進めております。全部説明をして、ちょっと日にちまでちょっと思い出せない、12時半頃までかかった協議会のときに、私はその全部説明をした経緯があります。

その節に議会特別委員会が、町長に出された中に、町のほうから議会のほうに了解というふうな回答をしていないということも言われたわけでありますけれども、これは強制的なものでなくて議会のほうに、できればそういう回答をしてやるべきだなというところで、あのときに私はおわびを申し上げた経緯があるんだと。そういう経緯の中で今までこの事業そのものは進んできました。

ですから、今、未納がこれから消滅段階に入るだろうとかいろいろなことが起きてくるかもしれない。ただ、いずれにしても、町の担当としては、当時は恐らく根抵当のついているものは差し押さえしても取れないという鑑定の中で進んだものだ、こういうふうに思っています。これは競売したって売った金は、町には一銭も入ってきません。根抵当かかっているのでは。

そんな無駄な徴収をするよりも本人の意思によって納めていただくと、こういうふうな経緯でずっと来たわけでありますから、そういう中で受益者の方は亡くなって、そこにやはり、今、香川さんが言われるような問題がここにくる。1人の財産をほかの娘さん方が放棄をして、1人息子の農家を継いでいる者がこの権者になれるかどうかということ。これは民法上の話では当然なれるわけですから。ただ、最近になって、何年前か、息子さんのほうは、いや、俺は相続、ほかの者はもちろん放棄をしていないという、弁護士を通じて出てきたのでこういう問題になったとこういうことで。その経緯というの、やはり具体的に中身を見ていただければ議員さん方も分かると思いますけれども、そういうその過去の経験というのを全部把握しなければ、この、ここで言う言葉というのはよく理解できないんだと思います。

	そういう中で、今日の諮問については、あくまでもこの追加差押さえをしたこのものについて違法ですと向こうは言ってくるけれども、こちらは弁護士の、そこに回答書あるように違法ではないとこういうふうな判断で私どもは、違法ではありませんよということを向こうに出すわけですから、その諮問です、今日の議案は。 そういうことから、この諮問についての審議を議長のほうにお願いをしたいとこういうつもりであります。
議	長 町長、香川議員の質問に対して、諮問の自体については先ほどから副町長、町長の話で各議員分かっていると思いますけれども、先ほど香川議員が質問したのは、こういうふうな経緯に至った責任について町長はどういうふうに考えておられますかということの答弁をお願いします。（議長の声あり）
議 町	長 はい、どうぞ。 長 確かに事務的なミスということであれば、これは、当然自治法で言われるような判断になると思います。 ただそこで、どういう判断を当時の担当がしたかということの、これはいろいろ、当時の書類を見ると分かるように、その判断というものが取られたときの処置で動いてきたとこういうことです。ですから、それまでに本町の職員というのはたくさん、今までもこの担当に加わった職員はたくさんいるわけです。もう既にもう退職されたり亡くなったりした町長は当然いるわけですから。ですから、現職で責任を取りなさいという言い方ならば、それで幾らでも責任取りますよ、はっきりと。ただ、自治法上はそんなことになりませんから。職員という者の職務の中で真つ当に職務した者に罰する権利はありませんので。

そういう中で、今日の諮問については、あくまでもこの追加差押さえをしたこのものについて違法ですと向こうは言っているけれども、こちらは弁護士の、そこに回答書あるように違法ではないとこういうふうな判断で私どもは、違法ではありませんよということを向こうに出すわけですから、その諮問です、今日の議案は。

そういうことから、この諮問についての審議を議長のほうにお願いをしたいとこういうつもりであります。

町長、香川議員の質問に対して、諮問の自体については先ほどから副町長、町長の話で各議員分かっていると思いますけれども、先ほど香川議員が質問したのは、こういうふうな経緯に至った責任について町長はどういうふうに考えておられますかということの答弁をお願いします。

(議長の声あり)

はい、どうぞ。

議 長 町 長 議 長 上 戸 議 員	ですから、そういう中での扱いで言えば、こういう事態が起きたから誰か彼か責任取りなさいってば今までのずっと職員の中ではほとんどの職員がいます。そういう中でのどういう懲罰を与えるのかという意見ならば、どういうふうに取りませますかと。現職に取りさせるんですか、前の係に取りさせるんですか、既に辞めた者に取りさせるんですかという話になります。 だから、そういう中では、私は、今は町長としては、こういう事件が起きたという段階で責任はあると思っています。当然、過去のことであっても責任はあると思う。ただ、そこで、今までやってきた事務的なものが全く、自治法上違法なのかどうかということに私は、当時から担当した者にそんな齟齬はないというふうな思いでおります。 以上です。 重ねて町長にお話ししますが、町長の今の考えは、現在の職員においては、この相和の国営事業の件での責任はないというふうな考えでよろしいんですね。あくまでも、こういうふうな事態になったことについては、町長個人でも責任ないとお考えでしょうか。 いえいえ責任はあります。こういう事件に動いたというときはその当時の町長が当然の責任出てきますけれども、担当ですから。ただ、どこでどういうこのものが起きたかというこの移り変わりをきちんと理解してかからなければ。はっきりして、今役場の職員ほとんどやっているんですよ。担当するどこかかんかで。 7 番、上戸議員 今の話の関係は、大分本題とずれているというふうな気がしています。本題については、処分庁が下した内容がいいか悪いかということだと思うんです。 それで、今話されているのは、その過程の中で時効になった分があるよねと。それについての
---	---

議 長	責任がどうだこうだというのは、また別次元で話をするべきではないかなと私は思っております。 ですから、町のほうでこの処分庁、弁護士の見解書を聞いて、取れなくなったお金があると。これをどういうふうにするかということをもたいつかの、近々の議案の中で、議題の中で我々に提案してもらえれば今話を深く話し合うことができるというふうに思いますので、ぜひそのような方向で取り進めをしていただきたいということでお願いします。 上戸議員のお話については上戸議員の考えであります。私は議長という立場でありますので、この問題については、この諮問と今までの質疑は、やはり根本は大きな不納額というふうなものから出てくるものと考えておりますので、各議員につきまして、まだ質疑があるようでしたらその質疑は承るとそういうふうに考えております。
議 長	上戸議員の話すとおり、直接この諮問とは関係ないというふうな考えもございますが、あくまでもその根本にあるのは、このような大きな事態になったというふうなことでございますので、それに関連する質疑については、私は承っていきます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議 長	それでは。
議 長	10番、佐々木議員
佐々木議員	審査請求ということで、令和2年に厚沢部町に審査請求されているということなんですけれども（元年だという声あり）、元年か。それで、この、もう一つの3部議場にある配付資料の中身を見ると、同じ弁護士さんが全く、厚沢部町は間違った手続していないよというような内容だと私は理解したんですけれども、配付されている意見書、資料ナンバー5を見ると、どうして不納

議 長	欠損４，６００万円になるのかという部分。要するに、平成元年の時点では、当初の債権者であった方が生きておられた方からこの論法が通ったんですけれども、平成１１年に亡くなったということを受けて、香川議員も話されたように、相続人が妻と子供さん５人という中で、今回異議申立てしている方１人のみに請求をしてきたということは、やはり徴収、請求の不手際が明らかであります。 今回の案件につきましては、不納欠損処分の開示案件が示されていないのが１つと、あわせて、時効、今回の議会議決で時効完成の債権を、この案件を採択するということは認めたことになるという議会への責任転嫁の部分も私は感じるんですよ。 そんなようなことで、町長はきちんと責任は取るよということをおっしゃっていますけれども、森町においても土地改良事業不納欠損ということの執行責任を取って、きちんと町長は報酬減額、そういった責任を取ったという経緯があります。やはり厚沢部町も、町政を総括する町長、副町長、やはりきちんとそういった責任を感じた中で進んでいかないと職員に対しても示しつきませんし、前回の３，８００万円の不納欠損の案件とは今回違いますよ。前回も町民に大変大きな不利益を与えておりますけれども、我々議会報告会等でも道へ、そしてまた、国営事業でも爪に血流してきちんと完納したという方々の声を聞くと明らかに公平性を欠くものであって、そういった部分の考えを持ち合わせた中でないと私は、今回破棄といった部分には賛同できませんね。 町の処分は、きちんと責任に対しても明確にした中で示してください。 副議長も山崎議員と同様でちょっと考え方が違うと思うんですけれども、その、同意できません、賛成できませんということは、あくまでもこの方の代理人の弁護士に賛成をするというふう
------------	---

		なことを（いやいやの声あり）今回の諮問についてはそういうことです。（違うよという声あり）いやいや、それはお二人の考えが間違っていて、町長、副町長からも先ほど上戸議員も言ったとおり、直接諮問とは関係ないにしろ、私が言ったのは、あくまでもこういうふうな根本は、相和のそういうふうな滞納のことがあると。それについて、質疑については承りますけれども、あくまでもこの問題の諮問について町側に同意をしますかどうかということだけを今の諮問は尋ねているんです。
議	長	ですから、この町側から委託されたこの諮問に対して同意ができないということは、この方のことに賛成をするというふうなことです。（議長違うよの声あり）いやいや。
議	長	10番、佐々木議員、もう一度お願いします。
佐々木議員		諮問1号は処分庁である農林課の考えには同意しますよ。しますけれども、きちんと、今回採択するということは4,600万円何がしの不納欠損も債権放棄（それにつきましては、質問の途中ですけれども言葉をの声あり）ということにもつながるし、そういう問題、大きい問題を差しおいて。
議	長	言葉を話す間にふさぐようですけれども、この不納欠損自体は、今、町のほうで、この間の2定の全員協議会で説明しましたが、まだ正式に4,600万円全て不納欠損というふうに町は処理をしていないんです、今の段階では。だけれども、それが（だから、その部分の考えをどう思っているんだということの声あり）今後そういうふうになるんです。
議	長	ですから、そういうふうな聞き方をしてもらえばいいんで。それも、初めて我々に出てきたのはこの間の6月の2定の後の全員協議会で初めて出てきたばかりの話なんです。
佐々木議員		だから町長は、不納欠損は一銭たりともきちんと取りますよということを言ってきた。私も議

	会報告会の答弁で、きちんと1億3,000万円何がしあるけれども、年数はかかるかも分からないけれども、きちんと徴収するというふうなことで町民の皆さんに答弁しているんですよ。私も、そうしたらうその答弁をしたということにつながるんですよ。そういうことですよ。私は町長を全面的に信じてそういうふうに言っているから、私もそういうふうな答弁をしたと、議会報告会で。だけれども実態が違っていたと。（それはそのとおりですの声あり） 6月議会で時効が完成して4,600万円何がしの不納欠損が発生する事態になっているということなんですよ。 だから、そういったことも明らかにしないで、今回、先ほども言いましたけれども、議会への責任転嫁、そういうことになりませんか。 それはこの後の（そういう部分について、町長どう考えているの声あり）いつ、もうこの問題ははっきり言って議会にはのりません。もうこれから出てくるのは決算委員会で、町がいつどういうふうにするかの考えだけです。（議長、そんなことで町民が納得すると思いますか。きちんとその前に責任をきちんと明確にしなかったらの声あり）いやいや、ですから、その決算委員会で議員が、決算委員会の委員が質疑応答、討論をして協議するしかないんです。（政治めるトップが何も、何らそういう誠意も示さないで、厚沢部町の声あり）（いや、もう議会中断での声あり）
議長 副町長	副町長 今の諮問をお願いしているところですが、不納欠損のほうに話が行っております。 当然、これ、今諮問をやって、その後相手がどう出てくるか分かりませんが、これからの進み具合で、当然不納欠損もこのままでは出るかなというふうに思います。そういうはっきり

	したときに、当然町長、それから、先ほど私もということですので、そういうときになれば、当然責任を取るということになるかなというふうに思います。まだ今は、この諮問で相手にこれを投げかけますよと。戻しますよと。相手がどう出てくるか分かりませんが、その後はやり取りをして、やはり法律的に不納欠損になってしまうよと、取れないということになれば、当然町への負担が、町の収入が減るということですので、その時点になって、当然その、最終的にそういう判断になったときに、当然、町長あるいは私もそういう責任を負うということになると思います。
議	町長
町	長 前回の協議会の際に、今回このような諮問を提案するというので、その後の経緯というものは何回もその説明していますけれども、その経緯というものを再度、今回の協議会で説明をさせてもらうということで前回了解をもらってあるはず。
議	長 いや、そこまでは了解もらっていないけれども（いや、議会のほうからもう一回説明してほしいということだったでしょうの声あり）今議会を開催するに当たって（私はそういうつもりでの声あり）協議会であるということは聞きました。
町	長 だから、議会のほうからもう一回説明を願うということの、協議会でその説明をしてほしいという、私はそういうふうに受け取りました。当然それはやります。説明をします。うん。だから、（その件はの声あり）したがって今、今回この諮問というものとは別に考えてほしいということをそのときも申し上げたところであります。
議	長 それぞれ議員の考え方、私の考え方もあります。
議	長 8番、浜塚議員

浜 塚 議 員	皆さんには意見書、お手元に写し届いているかと思います。意見書、この意見書と、それからここに平成２２年度第２回総務文教常任委員会所管事務調査、テープ起こししたものが９月１日にあります。ここの中での町長の発言について齟齬があります。そんなことで、私ちょっと町長の考え方を確認したいなと思って話をしたいと思います。（発言する声あり）
浜 塚 議 員	前話したとおり、所管調査報告書は（発言する声あり）
議 長	休会。一回、本会議を中断して協議会をやると。（いやいや、今説明してるだろうからの声あり）
議 長	続けてください。
浜 塚 議 員	いいですか。
議 長	はい。
浜 塚 議 員	それでは、話しました所管事務調査です、総務文教委員会の。 これ、発言の一部ですが、２ページですね、２ページの中段ちょっと下にあります。 最終年度償還、最終年度、平成２３年３月末の額。ということは、収入未済額が決まったらやりますということは整理をします。整理ということは徴収の行動を起こしますよという話を前から私はしているわけでありましてなっています。 そこで、この時点で町長は、平成１３年度分のこの残が、この意見書の１１ページにあります。１３年度分を、ここには２２年１２月２６日を渡過した。そのため、その残額は時効消滅した。もらえませんかということが書かれています。 そこで町長は、この２２年１２月、１３年度分ですね、の徴収するものが１２月２６日の時効消滅するということを認識して発言していたのかどうか甚だ疑問に思います。町長どうですか。

		２２年１２月２６日に時効消滅するのを、未済額が確定する２３年３月まで待っていますよということに対して町長どう思いますか。簡単に言うとわかると思いますが。（議長いいですか。見なくていいんですかの声あり）
議	長	話してください。町長考え。（議長、いいんですかの声あり）
議	長	はい、どうぞ。（発言する声あり）
議	長	各議員、私語を慎んでいただきたいと思います。
議	長	ここでちょっと、会議時間の延長についてお諮りします。議事の都合により、本日の会議は午後５時以降時間を延長して会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。（ここは一回休んで明日やったらいいんでないかの声あり）ですから、異議がありというふうに認めます。
議	長	本日の会議を５時以降延長して会議を行うということについて各議員にお伺いをします。この件について５時以降延長して会議を開くという方の御起立をお願いをします。（賛成者起立）起立少数。
議	長	よって、本案は否決されました。したがって、本日の会議は午後５時以前で会議を閉会をいたします。
議	長	現在１６時５０分です。
議	長	本日の会議はこれをもって散会をします。
議	長	明日は午前１０時から開会をします。
議	長	皆様御苦労さまでした。（１６：５０）